

令和8年度 石川県環境審議会 持続可能な社会形成部会 ／再生可能エネルギー推進部会

日 時：令和8年6月24日 13：30～

場 所：石川県庁行政庁舎11階1109会議室

1 開 会

2 議 事

石川県環境総合計画の改定について

・石川県環境総合計画素案

＜配布資料＞

資料1 石川県環境審議会持続可能な社会形成部会／再生可能エネルギー推進部会委員名簿

資料2 石川県環境総合計画（概要）

資料3 石川県環境総合計画素案（抜粋）

参考1 前回部会での主なご意見

参考2 石川県環境総合計画素案－地球環境の保全、循環型社会の形成

参考3 行動目標一覧

参考4 ふるさと石川の環境を守り育てる条例（抜粋）

参考5 石川環境審議会運営要領



—石川県環境審議会 持続可能な社会形成部会 ／再生可能エネルギー推進部会 委員名簿—

石川県環境審議会 持続可能な社会形成部会 委員名簿

資料 1

委員 16名

氏 名	役職名
青海 万里子	金沢エコライフくらぶ 代表
浮田 美穂	弁護士
尾島 恭子	金沢大学 副学長・教授
汲田 幹夫○	金沢大学理工研究域フロンティア工学系 教授
河内 久美子	金沢学院短期大学 名誉教授
小林 健一	日本放送協会金沢放送局 コンテンツセンター長
清水 俊郎	(株)中日新聞社北陸本社 編集局長
新 広昭◎	金沢星稜大学 特任教授
能木場 由紀子	石川県婦人団体協議会 会長
野口 強	(株)北國新聞社 論説委員
橋本 昌子	金沢商工会議所女性会 会長
服部 紀子	日本労働組合総連合会石川県連合会 執行委員

氏 名	役職名
早川 芳子	会議通訳者
番匠 未樹	石川県青年団協議会 副会長
前 哲雄	石川県町長会 会長
村山 卓	石川県市長会 会長

専門委員 5名

氏 名	役職名
荒木 重則	(一社)石川県繊維協会 理事
小中出 佳津良	(一社)石川県建設業協会 副会長
高山 盛司	(一社)石川県産業資源循環協会 会長
永野 紳一郎	金沢工業大学建築学部 教授
中村 俊介	(一社)石川県鉄工機電協会 新分野・環境委員長

※敬称略、◎は部会長、○は部会長職務代理

石川県環境審議会 再生可能エネルギー推進部会 委員名簿

資料 1

委員

4名

氏 名	役 職 名
池本 良子	金沢大学名誉教授
汲田 幹夫 ◎	金沢大学理工研究域フロンティア工学系教授
河内 久美子	金沢学院短期大学名誉教授
新 広昭 ○	金沢星稜大学特任教授

専門委員

6名

氏 名	役 職 名
泉井 良夫	金沢工業大学工学部電気エネルギーシステム工学科教授
木綿 隆弘	金沢大学理工研究域機械工学系教授
蔵本 和夫	(公社) いしかわ環境パートナーシップ県民会議会長
杉山 正和	東京大学先端科学技術研究センター所長・教授
瀧本 裕士	石川県立大学生物資源環境学部環境科学科教授
宮島 昌克	金沢大学名誉教授

オブザーバー

2名

氏 名	役 職 名
浅野 哲基	中部経済産業局資源エネルギー環境部エネルギー対策課 課長
藤井 文祥	北陸電力(株)石川支店 支店長

※ 敬称略、◎は部会長、○は部会長職務代理 -2-

—石川県環境総合計画（概要）—

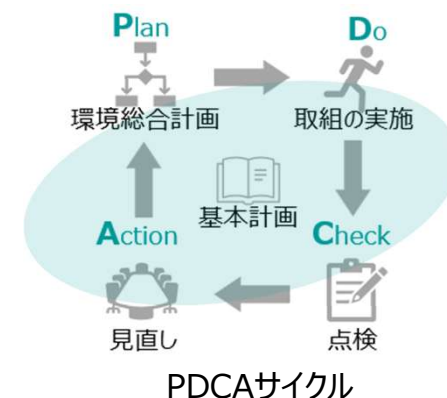
石川県環境総合計画（概要）

資料2

計画の位置づけ

- ふるさと石川の環境を守り育てる条例に基づく「**県行動計画**」
 - ・地球温暖化対策推進法に基づく「**地方公共団体実行計画**」
 - ・廃棄物処理法に基づく「**廃棄物処理計画**」
- **県再生可能エネルギー推進計画**

など



計画の期間

2026年（令和8年）年度から 2030年（令和12年）年度までの **5 年計画**

計画策定の背景

国は、令和6年5月に、すべての環境分野を統合する最上位の計画である、「**第六次環境基本計画**」を策定するとともに、令和7年2月に「**地球温暖化対策計画**」及び「**エネルギー基本計画**」を策定し、**新たな温室効果ガスの削減目標**を示した。県は、現行の「環境総合計画」に基づく取組により、本県の環境の維持向上に貢献（計画期間：R2～R7）

現行計画の期間が最終年度を迎えたほか、**国の諸計画に留意した新たな計画の策定が必要**

基本理念

「幸福度日本一の石川県」の実現に向け、**環境と経済が調和した持続可能な社会の構築**による**ウェルビーイング**の向上

計画の推進

行動目標を定め、実施状況を把握するとともに、定期的に**県環境審議会**において、**審議**（Check）

石川県環境総合計画（概要）

資料2



改定のポイント

- **カーボンニュートラル**（温室効果ガス排出量実質ゼロ）の**実現**に向けた**温室効果ガス削減の取組の加速化・県民生活の向上**
- 令和6年能登半島地震等の災害を踏まえた**防災力強化に資する再エネの導入**
- **サーキュラーエコノミー**（循環経済）への**移行**に向けた**循環資源のリサイクル**や**再生可能な資源への切り替え等の推進**
- **ネイチャーポジティブ**（自然再興）の**実現**に向けた**豊かな自然環境等の保全**
- 令和6年能登半島地震等の**災害からの復興**

取組の方向性



カーボンニュートラルの実現

- **地域と共生した石川型の再エネの導入促進**
 - ▶ 地域特性を活かした再エネの導入、自然環境・生活環境等との調和 など
- **産業の持続的発展と地域の魅力向上**
 - ▶ 産業界における急激な状況変化への対応・地域活性化 など
- **産業及び農林水産業におけるGXの推進**
 - ▶ カーボンニュートラルへの対応、競争力強化、食料安全保障の観点



ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現

- **トキが舞う能登の実現**
 - ▶ トキの放鳥・定着に向けた餌場等の確保・整備・地域活性化 など
- **白山の魅力向上・発信強化**
 - ▶ あらゆる世代が楽しめる多様な魅力の発信・強化 など
- **能登半島国定公園の拡張を通じた生物多様性の保全**
 - ▶ 国の拡張方針を踏まえた対応（30by30）



サーキュラーエコノミー（循環経済）への移行

- **県民・事業者における廃棄物の排出抑制等**
 - ▶ 「3R（リデュース・リユース・リサイクル）」＋「再生可能な資源への切り替え（リニューアブル）」の取組に関する普及啓発
 - ▶ 再生資源を活用した再製品化への取組支援など
- **食品ロス削減の推進**
 - ▶ 県民・事業者と一体となった食品ロス削減の加速化 など



災害からの復興・防災力強化

- **自然を活用した復興推進**
 - ▶ のとSDGsトレイル（仮称）の創設 など
- **再エネを活用した防災力の強化**
 - ▶ 災害対応力の強化 など
- **災害廃棄物処理体制の見直し**
 - ▶ 能登半島地震等を踏まえた広域処理の充実 など



石川県環境総合計画（概要）

資料2

地球環境の保全

- 1 / 豊かな暮らしや地域経済に資する
カーボンニュートラルの推進
- 2 / 気候変動の影響への適応

循環型社会の形成

- 1 / 廃棄物等の排出抑制
- 2 / 循環資源の再使用、
再生利用・熱回収
- 3 / 適正な処分
- 4 / 不適正処理の防止

自然と人との共生

- 1 / 人と多様な生きものが共生する
里山里海の利用保全の推進
- 2 / 自然を活用した地域づくり・社会課題の解決
- 3 / 生態系の健全性の回復
- 4 / 生物多様性に対する理解の促進・行動変容

生活環境の保全

- 1 / 流域全体として捉えた水環境の保全
- 2 / 大気環境・土壌環境の保全、化学物質関係
- 3 / 環境美化、修景、景観形成

質の高い環境の形成に資する 産業活動の推進

- 1 / 環境に配慮した事業活動の推進
- 2 / 環境ビジネスの推進
- 3 / 農業・農村における多面的機能の
維持・発揮

環境を通じた人づくり・地域づくり

- 1 / 環境教育・環境学習の推進
- 2 / 地域資源を活用した持続可能な地域づくり
- 3 / 環境研究、国際環境協力の推進

ウェルビーイングの向上



—石川県環境総合計画素案（抜粋）—

第1章 地球環境の保全

1. 豊かな暮らしや地域経済に資するカーボンニュートラルの推進

- ①県民、事業者等による温室効果ガスの排出削減
- ②地域と共生した石川型の再生可能エネルギーの導入促進
- ③緑化・森林・林業等における二酸化炭素の吸収・固定
- ④県庁における温室効果ガスの排出削減
（県庁グリーン化率先行動プラン）

2. 気候変動の影響への適応

石川県環境総合計画素案（抜粋）

資料3

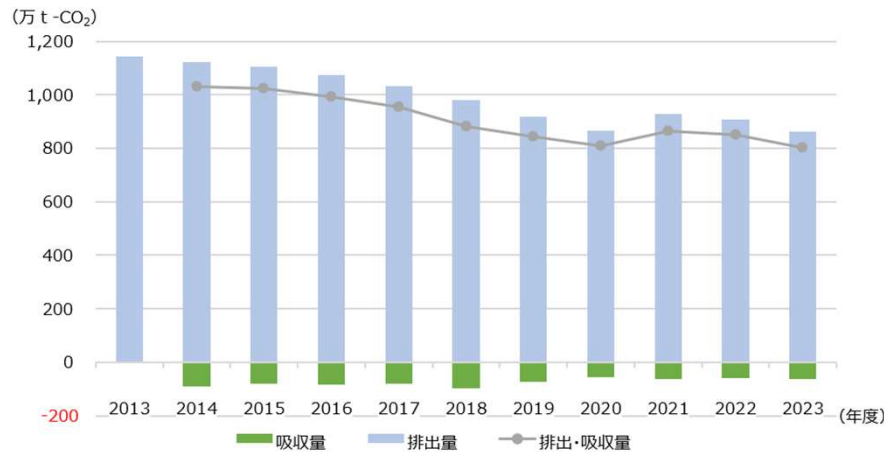
第1章 地球環境の保全

1 豊かな暮らしや地域経済に資するカーボンニュートラルの推進

① 県民、事業者等による温室効果ガスの排出削減

■ 現 状 —石川県の状況—

- 本県における2023（令和5）年度の温室効果ガス排出量は、862万t-CO₂となっています。
- また、石川県全体の温室効果ガス排出量について、2023（令和5）年度は、2013（平成25）年度に比べ約25%の減少と、全国（約23%）を上回る削減率となっています。
- なお、吸収量を含めた排出量は、799万t-CO₂（2023（令和5）年度）であり、2013（平成25）年度に比べ、約30%の減少となっています。



温室効果ガス排出量の推移（石川県）

石川県と全国の温室効果ガス排出量

年 度 種類・部門		石川県（単位：万 t -CO ₂ ）			全国（単位：百万 t -CO ₂ ）		
		2013	2023	増減率 (2013比)	2013	2023	増減率 (2013比)
二酸化炭素（CO ₂ ）排出量		1,087	812	▲25.4%	1,314	989	▲24.8%
	産業部門（工場等）	229	213	▲6.8%	463	340	▲26.7%
	業務部門（商業・サービス・事業所等）	270	166	▲38.6%	235	165	▲29.7%
	家庭部門	273	179	▲34.4%	209	147	▲29.7%
	運輸部門（自動車等）	246	207	▲15.8%	224	190	▲15.2%
	その他	46	30	▲34.3%	104	80	▲23.1%
	発電所等（火力・転換部門）	46	30	▲34.3%	104	80	▲23.1%
	廃棄物焼却等	24	16	▲31.0%	79	67	▲15.0%
その他ガス 排出量		57	50	▲12.2%	81	82	1.2%
	メタン	37	33	▲10.4%	33	29	▲9.9%
	一酸化二窒素	8	6	▲28.8%	20	16	▲19.7%
	フロン類	12	11	▲6.6%	29	37	28.2%
温室効果ガス 総排出量		1,144	862	▲24.7%	1,395	1,071	▲23.3%
吸収源		－	▲63	－	－	▲54	－
温室効果ガス 総排出・吸収量		1,144	799	▲30.2%	1,395	1,017	▲27.1%

※端数処理の関係で、合計が一致しない場合があります。

石川県環境総合計画素案（抜粋）

資料3

■現 状

―石川県の状況―

- 主要 4 部門の排出量をみると、業務部門が全体の約22%、家庭部門が約23%、運輸部門が約27%となっており、全国と比べて高い割合となっています。その理由として、石川県は、産業規模の違いにより、産業部門の占める割合が全国に比べて低いほか、家庭部門については、住宅のエネルギー消費量が多いことや太陽光発電の普及が進んでいないことが考えられます。また、運輸部門では、世帯あたりの自家用車保有台数が全国に比べて多いことなどが考えられます。

石川県	産業 27.9%	業務 21.6%	家庭 23.4%	運輸 27.1%
全国	産業 40.3%	業務 19.6%	家庭 17.5%	運輸 22.6%

県・全国の部門別二酸化炭素排出割合（2023 年度）

■課 題

- 全国より排出割合の高い家庭部門や業務部門、運輸部門の排出削減に引き続き取り組むとともに、削減率が全国を下回っている産業部門について取組を強化していく必要があります。
- 本県では、太陽光発電を備えた創エネ住宅の導入は全国低位となっており、県民への普及啓発や費用面の負担軽減に取り組んでいく必要があります。

石川県環境総合計画素案（抜粋）

資料3

■ 目指すべき環境の姿

長期目標

2050 年までに県内の**温室効果ガス排出の実質ゼロ**
（カーボンニュートラル）を目指します。

中期目標

2030 年度の県内の**温室効果ガス排出を 50%削減**します。
2035 年度の県内の**温室効果ガス排出を 65%削減**します。
2040 年度の県内の**温室効果ガス排出を 79%削減**します。

（いずれも 2013 年度比）

国の目標値

2030年度	46%削減
2035年度	60%削減
2040年度	73%削減

■ 取組の方向性 ＜家庭部門＞

● いしかわの地域特性に適した省エネ住宅等の普及促進

- ◆ 建築士を対象としたゼロエネ住宅アドバイザーの育成やいしかわエコハウスの活用等を通じて、住宅の省エネ化やZEHの普及を促進します。
- ◆ 住宅向け太陽光発電設備や蓄電池、V2Hの導入促進に向けて、エネルギーコストの削減や防災面のメリット等を周知するほか、各種補助金や民間事業者との連携による共同購入事業等により、導入拡大を図ります。

● 脱炭素型ライフスタイルの定着に向けた気運醸成・行動変容の促進

- ◆ いしかわ家庭版環境ISOを見直し、省エネ行動の取組成果を見える化するほか、環境価値（J-クレジット）を活用し、継続的な取組を後押しするなど、幅広く県民の気運醸成や行動変容を促すための工夫を講じます。
- ◆ 省エネ性能の高い家電・機器の購入支援等により、家庭の更なる省エネ化を推進し、脱炭素型のライフスタイルの定着を図ります。

石川県環境総合計画素案（抜粋）

資料3

■取組の方向性

<業務・産業部門>

●環境配慮型の事業活動等の推進

- ◆ いしかわ事業者版／工場・施設版環境ISOを見直し、事業者が簡易に温室効果ガスの排出量や省エネ・再エネ設備の導入効果を見える化できる環境を整備します。
- ◆ 脱炭素総合サポート窓口において、県内金融機関などの民間事業者と連携し、温室効果ガス排出量の見える化や削減計画の策定、省エネ設備の導入支援など事業者の脱炭素化をワンストップで伴走支援します。

<運輸部門>

●環境配慮型の自動車の普及

- ◆ 電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・燃料電池自動車の普及や家庭における充電環境の整備に向けた支援を行います。

■行動目標

No	指標名	基準値		目標値
2	新築住宅における『ZEH』の占める割合	7.6% (2024 年度)	➡	30% (2030 年度)
3	いしかわ家庭版環境 ISO の認定家庭（エコファミリー）数	143,930 家庭 (2025 年度)	➡	180,000 家庭 (2030 年度)
4	いしかわ事業者版／工場・施設版環境 ISO の登録事業所数	1,077 事業所 (2025 年度)	➡	1,800 事業所 (2030 年度)
6	EV、PHV、FCV の普及台数	6,945 台 (2024 年度)	➡	15,500 台 (2030 年度)

石川県環境総合計画素案（抜粋）

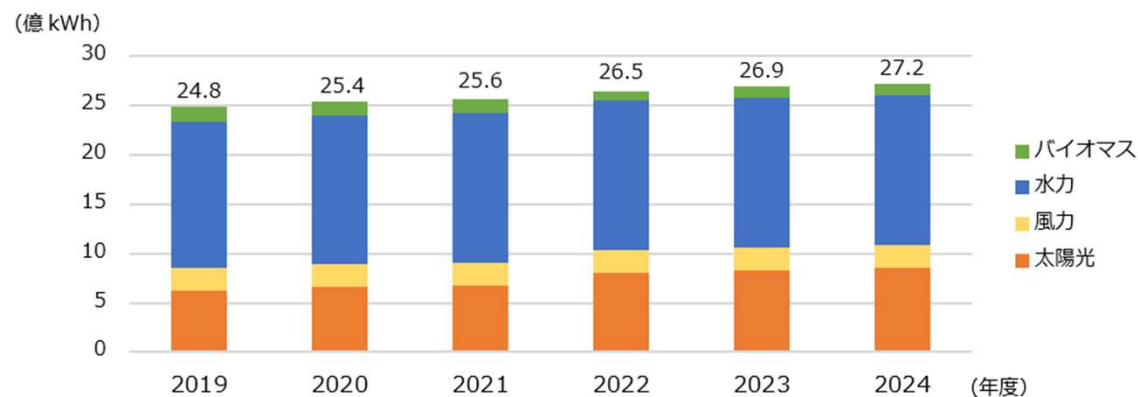
資料3

②地域と共生した石川型の再生可能エネルギーの導入促進

■現 状

—石川県の動向—

- 発電電力量については、2024（令和6）年度27.2億kWhと2019（令和元）年度比で約1.1倍に増加しています。太陽光発電については、2019（令和元）年度比で約1.4倍に増加しています。



石川県内の再生可能エネルギー発電施設の導入状況（発電電力量）

■課 題

- いしかわの気候や地域資源など、地域特性を活かしながら、地域と共生した再生可能エネルギーの導入を図る必要があります。
- 令和6年能登半島地震及び令和6年奥能登豪雨による被災を踏まえ、防災面で重要な役割を果たす基幹インフラの自立電源化などを通じ、防災力の向上を図る必要があります。

石川県環境総合計画素案（抜粋）

資料3

■ 目指すべき環境の姿

導入目標

2030 年度までに再生可能エネルギーによる発電電力量を
46 億 kWh 程度とすることを目指します。

* 太陽光：11 億 kWh 程度、風 力：11 億 kWh 程度、
水 力：15 億 kWh 程度、バイオマス：9 億 kWh 程度

※今後、能登の被災地における再エネ事業の展開や、国のエネルギー施策、社会情勢の変更等を踏まえ、必要に応じて、随時目標の見直しを行う

■ 取組の方向性

I 地域特性を活かした再生可能エネルギーの導入

● 太陽光発電

- ◆ 住宅向け太陽光発電設備や蓄電池、V2Hの導入促進に向けて、エネルギーコストの削減や防災面のメリット等を周知するほか、各種補助金や民間事業者との連携による共同購入事業等により、導入拡大を図ります。（再掲）
- ◆ 多様な用途が見込まれるペロブスカイト太陽電池をはじめとする次世代太陽電池の普及を見据え、公共施設での導入や県民や事業者向けの啓発などに取り組みます。
- ◆ 積雪の影響を受けにくく、冬季でも安定的に発電が可能な垂直型太陽光発電設備について、導入可能性や有効性を検討し、普及啓発に取り組めます。

● 風力発電

- ◆ 陸上風力発電について、令和 6 年能登半島地震及び令和 6 年奥能登豪雨の影響を注視しながら、地域と共生した導入を促進します。

● 水力発電

- ◆ 中山間地域等の豊富な小水力資源の活用に向けて、高等教育機関等と連携し、県内におけるポテンシャルを把握するとともに、集落や農地等への普及及び利用促進を図ります。

石川県環境総合計画素案（抜粋）

資料3

■ 取組の方向性

Ⅱ 災害レジリエンス強化や産業の持続的发展、地域の活性化などの政策課題の解決

● 災害レジリエンスの強化

- ◆ 再生可能エネルギーによる発電電力の自家消費や、付帯設備としての蓄電池や燃料電池等の活用について、脱炭素化のほかに、自立分散型電源として、災害時のレジリエンス向上に寄与することを周知し、普及促進を図ります。
- ◆ 避難施設について、段階的に太陽光発電整備や蓄電池の導入を促進し、防災力の強化を図ります。
- ◆ 国の実証結果や地方のニーズを踏まえ、オフグリッド集落の理解促進等に取り組みます。
- ◆ 脱炭素先行地域の事業計画を着実に進め、陸海空の基幹インフラ（能登の道の駅、金沢港エリア、のと里山空港）への自立分散型電源の導入を進めます。

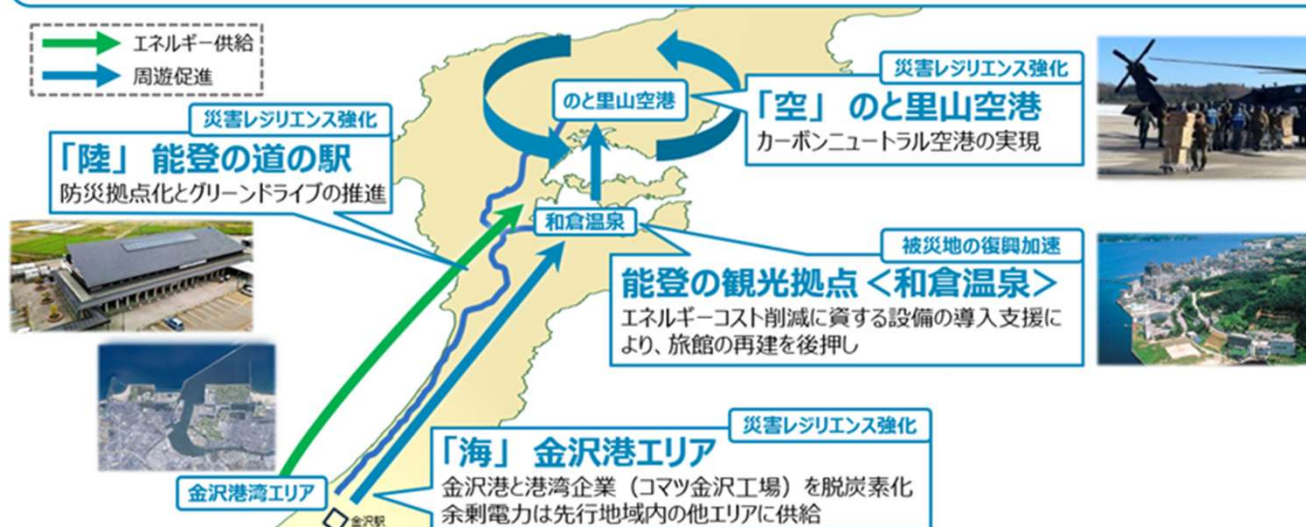
● 特色ある県内産業や地域資源の魅力向上

- ◆ 温泉熱の活用に向けて、地域の意向やポテンシャル等を踏まえ、旅館のエネルギーコストの削減や持続可能な温泉地づくりに向けた地域主導の取組を後押しします。

・ 環境省の脱炭素先行地域に石川県の提案が採択（県内初）

→ 脱炭素先行地域：2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、地域特性に応じた先行的な脱炭素の取り組みを実施する地域を「脱炭素先行地域」として全国で100箇所選定し、環境省が5か年で最大50億円の交付金を支給

- ・ 能登半島地震を踏まえた「災害レジリエンス強化」と「被災地の復興加速」を目指す



石川県環境総合計画素案（抜粋）

資料3

■取組の方向性

Ⅲ 石川の豊かな自然環境、美しい景観及び県民の生活環境との調和

- ◆ 国における太陽光発電施設などの規制強化等の状況を注視しながら、地域住民への理解の促進、環境保全及び生物多様性への配慮を図ります。
- ◆ 景観上、太陽光パネルの設置が困難な重要伝統的建造物群保存（重伝建）地区を対象に、家庭からの余剰電力を供給する仕組みを構築し、景観保全と脱炭素化の両立や環境に配慮した観光地としての魅力向上を図ります。

石川県環境総合計画素案（抜粋）

資料3

③緑化・森林・林業等における二酸化炭素の吸収・固定

■現 状

- 県土の約7割を占める森林は、木材生産、水源かん養機能、県土の保全、緑とのふれあいの場を提供する等の多面的機能を有しており、二酸化炭素の吸収源として、地球温暖化防止においても大きな役割を担っています。
- 本県における2023（令和5）年度の温室効果ガス吸収量は、63万t-CO₂となっています。

■課 題

- 手入れ不足の森林の増加を防ぎ、森林の機能を十分に発揮できる手入れの行き届いた森林となるように経営管理を行うことで、森林による二酸化炭素吸収量を確保していく必要があります。

■目指すべき環境の姿

森林における二酸化炭素吸収量を、**2030年度は、43万t-CO₂**
2040年度は、98万t-CO₂とします。

■取組の方向性

●多様で健全な森林の整備・保全

- ◆ 森林経営計画による森林整備の実施を進めるとともに、国の森林環境譲与税を活用した森林経営管理制度により、多様で健全な森林整備・保全を進めます。

石川県環境総合計画素案（抜粋）

資料3

■取組の方向性

●森林吸収量のクレジット化の推進

- ◆ 県有林でのJクレジットの発行及び販売を行うとともに、民有林（市町や森林組合等が管理する森林）での森林整備の取組が進むよう普及啓発を行います。

●ブルーカーボン生態系の維持・増大

- ◆ 海洋環境の変化等による藻場への影響をモニタリング調査により継続的に把握するとともに、ブルーカーボン生態系としても重要な藻場の維持・増大に向けたソフト・ハード両面での取組を官民連携により推進します。

■行動目標

No	指標名	基準値		目標値
8	間伐等実施面積	4,796ha (2024 年度)	➡	4,368ha (2030 年度)
9	主伐・再造林面積	104ha (2024 年度)	➡	175ha (2030 年度)

石川県環境総合計画素案（抜粋）

資料3

④県庁における温室効果ガスの排出削減（県庁グリーン化率先行動プラン）

■現 状

- 本県では、県が率先して温室効果ガスの排出削減に取り組むため、県庁グリーン化率先行動プラン（平成12年3月）を策定し、これに基づく施策を講じてきました。2013（平成25）年度と比較した2024（令和6）年度の実績は以下のとおり、約28%の減少となっています。



■課 題

- 県庁全体において、率先して省エネ・省資源・リサイクルや再生可能エネルギーの導入に取り組んでいく必要があります。

表 4 県庁グリーン化率先行動プランの取組結果

行動目標	2013 (平成 25) 年度実績		2024 (令和 6)年度実績	
ア 省資源、省エネルギーの推進				
①電気使用量の削減	エネルギー使用量 (CO ₂ 換算)	69,700 t-CO ₂	エネルギー使用量 (CO ₂ 換算)	47,567 t-CO ₂ (▲33%)
	電気	110,635 MWh	電気	110,364 MWh (±0%)
②冷暖房用等 燃料使用量の削減	エネルギー使用量 (CO ₂ 換算)	20,192 t-CO ₂	エネルギー使用量 (CO ₂ 換算)	15,600 t-CO ₂ (▲23%)
	A重油	4,450 kL	注) A重油	2,206 kL (▲50%)
	灯油	2,453 kL	灯油	2,247 kL (▲8%)
	都市ガス	735 千㎡	注) 都市ガス	1,771 千㎡ (+141%)
	プロパンガス	58 千㎡	プロパンガス	60 千㎡ (+3%)
③公用車の 燃料使用量の削減	エネルギー使用量 (CO ₂ 換算)	4,182 t-CO ₂	エネルギー使用量 (CO ₂ 換算)	3,858 t-CO ₂ (▲8%)
	ガソリン	1,574 kL	ガソリン	1,523 kL (▲3%)
	軽油	206 kL	軽油	126 kL (▲39%)
④水使用量の削減		982 千㎡		931 千㎡ (▲5%)
イ 廃棄物の減量化及びリサイクルの推進				
⑤可燃ごみ排出量の削減		1,328 t		1,389 t (+5%)
⑥用紙類の使用量の削減		144,067 千枚		121,644 千枚 (▲16%)
二酸化炭素排出量の削減		93,852 t-CO ₂		67,204 t-CO ₂ (▲28%)

注）温室効果ガスの排出が多いA重油から、より排出の低い都市ガスへの切り替えを行い、環境負荷の低減を図りました。

石川県環境総合計画素案（抜粋）

資料3

■ 目指すべき環境の姿

2030 年度の温室効果ガス排出量を **60%削減**します。

2035 年度の温室効果ガス排出量を **70%削減**します。

2040 年度の温室効果ガス排出量を **80%削減**します。 （いずれも 2013 年度比）

■ 取組の方向性

< 県有施設の省エネ化の推進 >

● 省エネ・再エネ設備の導入等

- ◆ 太陽光発電設備の設置については、災害対応拠点施設や避難施設への導入を優先し、PPAモデルの活用も検討しながら、2040（令和22）年度までに100%の設置を目指します。
- ◆ リースやPFI等の手法を活用し、費用の平準化を図りながら、既存設備を含めた県有施設全体のLED照明の導入割合を2030（令和12）年度までに100%とすることを目指します。

< 公用車の省エネ化の推進 >

● 環境配慮型自動車の導入

- ◆ 公用車については、今後の新規導入・更新を全て環境配慮型自動車とし、既存車両を含め、2030（令和12）年度までに全ての自動車を環境配慮型とすることを目指します（代替可能な環境配慮型がない場合等のほか、警察及び特殊車両を除く）。

石川県環境総合計画素案（抜粋）

資料3

■ 行動目標

No	指標名	基準値		目標値
12	太陽光発電設備の設置率 ※導入可能な施設に占める割合	38 % (2024 年度)	➡	50%以上 (2030 年度)
13	LED 照明の導入率	22 % (2024 年度)	➡	100% (2030 年度)
15	公用車の環境配慮型自動車の導入率 ※代替可能な環境配慮型自動車がない場合のほか警察、特殊車両を除く	41 % (2024 年度)	➡	100% (2030 年度)
16	電気使用量 ※指定管理者制度導入施設含む	110,364MWh (2024 年度)	➡	87,200MWh (2030 年度)

石川県環境総合計画素案（抜粋）

資料3

2 気候変動の影響への適応

■現 状

- 石川県（金沢市）の年平均気温は、100年あたりで1.8℃上昇しており、2025（令和7）年の平均気温は16.3℃、年間猛暑日は9日となっています。
- 今後、温室効果ガスの排出量がどのようなシナリオをとったとしても、少なくとも今世紀半ばまでは世界の平均気温は上昇し、気候変動の影響のリスクが高くなることが予測されています。
- 現状を上回る地球温暖化対策が取られないという前提条件のもとで気象庁が行った21世紀末の予測※は以下のとおりです（4℃上昇シナリオの場合）。

石川県では、

- 年平均気温が約4.4℃上昇します。
- 日最高気温35℃以上となる猛暑日が年間1日から約21日に増加します。
- 日最低気温0℃未満となる冬日が年間約51日から約5日となります。

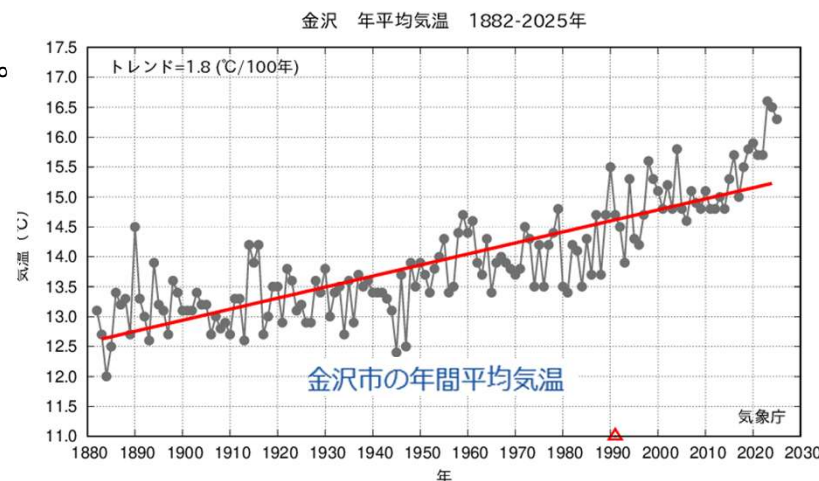
- 気候変動の影響の対応には、温室効果ガスの排出削減により、その影響を「緩和」する対策のほか、現在すでに生じており、また将来激化すると予測される被害の防止・軽減等を図る「適応」があります。緩和策と適応策は、車の両輪と位置付けられます。



出典：環境省

緩和と適応の関係

※20世紀末（1980年から1999年の平均）と比較した21世紀末（2076年から2095年）の予測



石川県環境総合計画素案（抜粋）

資料3

■課 題

- 地球温暖化に伴って激化すると考えられる気象を想定した対応に、引き続き、取り組む必要があります。

■目指すべき環境の姿

- 気候変動の影響に対する適応策の推進を通じ、被害が防止・軽減され、安全・安心な暮らしが確保されています。

■取組の方向性

●気候変動の影響に対する適応策の推進

【農林水産業】

- ◆ 米について、高温の影響を受けにくい品種の作付拡大や県立大学等との連携による新品種の開発を行うほか、その他の農作物についても、新技術の開発・普及に取り組みます。

【自然災害】

- ◆ 全国各地で集中豪雨による災害が激甚化・頻発化している状況を踏まえ、流域の関係機関と一体となって、ハード・ソフト両面から流域治水対策に取り組みます。

【健康】

- ◆ 熱中症リスクへの対応強化を図るため、熱中症特別警戒アラート発表時以外においても指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）の利用促進を図るとともに、県内の施設情報を一元的にデジタルマップ化し、情報発信を強化します。

●気候変動の予測、影響及び適応策等に関する情報の収集・提供

- ◆ 石川県気候変動適応センターにおいて、県民や事業者が適応策を検討・実施する際に役立つ、気候変動予測やその影響、各分野の適応策等について、積極的な情報発信を行います。

第2章 循環型社会の形成

1. 廃棄物等の排出抑制
2. 循環資源の再使用、再生利用・熱回収
3. 適正処分
4. 不適正処理の防止

石川県環境総合計画素案（抜粋）

資料3

第2章 循環型社会の形成

1 廃棄物等の排出抑制

■現 状

—石川県の状況—

- 一般廃棄物（ごみ）・産業廃棄物の排出量は、減少傾向にあるものの、近年はやや横ばいとなっています。

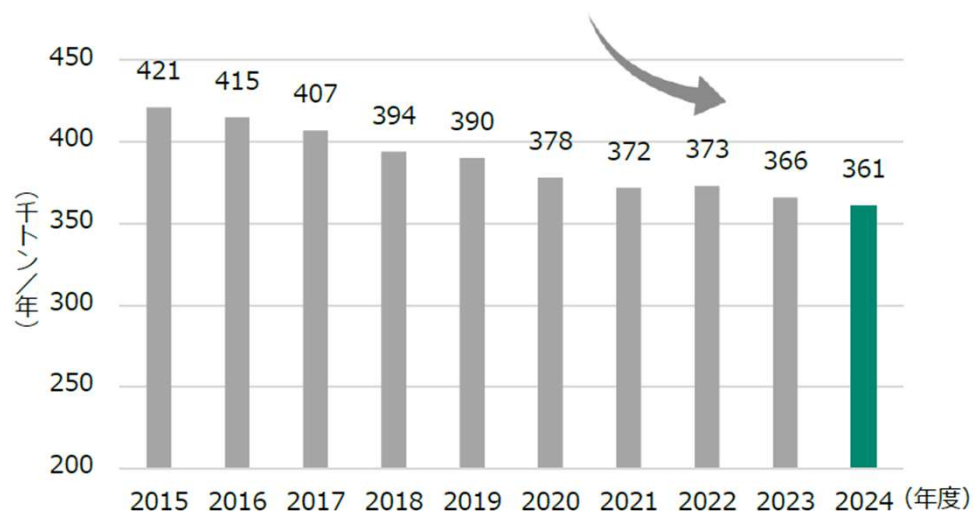


図11 一般廃棄物（ごみ）の排出量の推移



図12 産業廃棄物の排出量の推移

- 1人1日当たりのごみ排出量は898グラム（2024年度）と、2015年度の995グラムと比べて97グラム減少（10%減）しています。
- 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は483グラム（2024年度）と、2015年度の533グラムと比べて50グラム減少（9%減）しています。

石川県環境総合計画素案（抜粋）

資料3

■課 題

- 環境への負荷ができる限り低減される循環型社会を形成するためには、県民、事業者、行政などのあらゆる主体が一体となって3R（リデュース・リユース・リサイクル）＋リニューアブルに取り組み、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する「サーキュラーエコノミー（循環経済）」への移行を推進する必要があります。

3R（スリーアール）＋リニューアブル

- リデュース（Reduce：廃棄物等の排出抑制）
- リユース（Reuse：循環資源の再使用）
- リサイクル（Recycle：循環資源の再生利用）
- リニューアブル（Renewable：再生可能な資源への切替え等）

リニューアブルによる効果

- ・製造時などの温室効果ガス排出量の削減
- ・鉱物資源の採取・生産時等における生物多様性や自然への影響を低減 など

- 食品ロスの削減は、県民、事業者、行政などの、あらゆる主体が一体となって取り組む必要があります
- 不必要な使い捨てのプラスチック製容器包装・製品など、プラスチックごみの排出抑制の取組を強化する必要があります。

■目指すべき環境の姿

- 「循環型社会」への転換をさらに進めるため、従来の方通行型の経済活動から、生産活動や消費活動などのあらゆる段階で資源の効率的・循環的な利用を図るサーキュラーエコノミー（循環経済）へ移行しています。



図14 サーキュラーエコノミー（循環経済）への移行

石川県環境総合計画素案（抜粋）

資料3

■取組の方向性

●県民における廃棄物等の排出抑制の推進

- ◆ イベントやセミナーのほか、ホームページ、テレビ・ラジオ等を活用し、排出抑制を優先した「3R+リニューアブル」の必要性や取組方法等について、普及啓発を行います。
- ◆ 家庭ごみの削減に向けて、プラスチック、空き瓶、空き缶などの資源の分別排出の推進や店頭回収など、多様な回収ルート of 整備の促進と周知を図ります。
- ◆ いしかわ版環境ISO（家庭版・地域版・学校版）の取組を推進します。
- ◆ ごみ捨て前の水切り運動の周知、生ごみ処理機等の購入助成など、市町による生ごみ減量化の取組を推進します。

●事業者における廃棄物等の排出抑制の推進

- ◆ 高度なリサイクル技術（ケミカルリサイクル）を活用するなど、再生資源を用いた再製品化への取組を支援します。
- ◆ 3R推進アドバイザーの派遣や3R事例集の公表により、事業活動における「3R+リニューアブル」の必要性や取組方法に関する情報提供を行います。
- ◆ いしかわ事業者版／工場・施設版環境ISOを見直し、事業者が簡易に温室効果ガスの排出量や省エネ・再エネ設備等の導入効果を見える化できる環境を整備します。

●プラスチックごみの排出抑制の推進

- ◆ レジ袋やアメニティ・カトラリーなどの使い捨てプラスチックを削減するため、スーパー、ドラッグストア等の小売店やホテル、旅館等の宿泊施設などとの協定の締結を進めます。
- ◆ 廃プラスチック類の排出抑制や減量化の取組を促進するため、専門アドバイザーの派遣やマニュアル等による周知を図ります。



▲使い捨てプラスチックの削減に関する啓発ポスター

石川県環境総合計画素案（抜粋）

資料3

●食品ロス削減の推進

- ◆ 美味しいしかわ食べきり協力店登録制度により、食べきを基本としながら、やむを得ない場合は持ち帰るなど、飲食店等における食品ロス削減の取組を推進し、県民の食品ロス削減に対する意識啓発を図ります。
- ◆ 県民の食品ロス削減に対する意識醸成を図るため、食べきり運動（30・10運動等）やエコクッキング等の使いきり対策などの県民運動を推進します。
- ◆ 民間団体や市町等が行うフードバンクやフードドライブ活動を支援します。

■行動目標

No	指標名	基準値		目標値
22	1人1日当たりのごみ排出量	898g (2024年度)	➡	830g (2030年度)
23	1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	483g (2024年度)	➡	440g (2030年度)
24	1人1日当たりのごみ焼却量	657g (2024年度)	➡	580g (2030年度)
27	美味しいしかわ食べきり協力店の登録店舗数	1,547店舗 (2025年度)	➡	1,800店舗 (2030年度)



▲「食品ロス削減」＆「使い捨てプラスチック削減」キャンペーン

石川県環境総合計画素案（抜粋）

資料3

2 循環資源の再使用、再生利用、熱回収（発電や温水利用）

■現 状

—石川県の状況—

- 一般廃棄物（ごみ）の再生利用率は11.9%（2024年度）と、2015年度の14.4%と比べて減少していますが、店頭回収が実施されるなど、市町の計画収集以外での資源化の取組が行われています。
- 産業廃棄物の再生利用率は50%（2024年度）と、2015年度の57%と比べてほぼ横ばいとなっています。
- 石川県エコ・リサイクル認定製品は、県内で発生した循環資源を利用し、県内で製造加工及び販売されている製品であり、2026年3月現在、85製品が認定されています。

■課 題

- 再使用・再生利用・熱回収（発電や温水利用）により、循環資源の有効利用を一層推進する必要があります。
- 市町の実情に応じ、ごみ減量化の取組と合わせてリサイクルの推進に取り組む必要があります。
- 石川県エコ・リサイクル認定製品の更なる利用促進が必要です。

■目指すべき環境の姿

- 循環資源の再使用、再生利用・熱回収（発電や温水利用）の徹底により、貴重な資源やエネルギーとして、有効利用されています。

石川県環境総合計画素案（抜粋）

資料3

■ 取組の方向性

● 循環資源の有効利用の促進（総合的な取り組み）

- ◆ 市町や民間等が行うリユース活動の周知を図ります。
- ◆ 市町等による資源化施設や熱回収（発電や温水利用）施設の整備に当たっては、資源の循環利用や有効活用が十分に図られるよう、必要となる技術的助言を行います。

● 循環資源の有効利用の促進（種類別の取り組み）

【容器包装廃棄物】

- ◆ 資源回収の機会を増やすため、店頭回収など、多様な回収ルート of 周知を図ります。

【製品プラスチック】

- ◆ 市町における製品プラスチックの分別収集を促進します。

【食品廃棄物等】

- ◆ 民間団体や市町等が行うフードバンクやフードドライブ活動を支援します。

● 環境に配慮した製品等の優先的な調達

- ◆ 石川県エコ・リサイクル認定製品の利用を促進するため、ホームページやイベントのほか、工事設計者等に向けた製品の説明会の開催などにより、周知を図るとともに、県発注工事等での優先的な使用に努めます。
- ◆ リサイクル製品を購入するなど、人・社会・環境に配慮した消費行動であるエシカル消費を推進します。

石川県環境総合計画素案（抜粋）

資料3

■ 行動目標

No	指標名	基準値		目標値
28	一般廃棄物の最終処分量	51千トン (2024年度)	➡	40千トン (2030年度)
29 再掲	1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	483g (2024年度)	➡	440g (2030年度)
30	産業廃棄物の最終処分量	181千トン (2024年度)	➡	72千トン (2030年度)
31	下水汚泥の有効利用率	85.5% (2023年度)	➡	90% (2030年度)

石川県環境総合計画素案（抜粋）

資料3

3 適正な処分

■現 状

—石川県の状況—

- 一般廃棄物の最終処分量は5万1千トン（2024年度）となっています。2021年度まで減少傾向にありましたが、2022年度以降やや増加しています。
- 産業廃棄物の最終処分量は18万1千トン（2024年度）となっています。2020年度まで横ばいでしたが、2021年度以降、電気業から排出される石炭灰の輸出による再生利用量の変化に伴い、大きく変動しています。



図15 一般廃棄物の最終処分量の推移



図16 産業廃棄物の最終処分量の推移

- 近年、令和6年能登半島地震をはじめ、全国的な大規模災害の頻発により、災害廃棄物の問題が顕在化しています。

石川県環境総合計画素案（抜粋）

資料3

■課 題

- 一般廃棄物は、将来的には、人口減少等により排出量の削減が見込まれることから、中長期的な視点での安定的・効率的な廃棄物処理体制のあり方を検討していく必要があります。
- 産業廃棄物の排出量を削減するためには、排出事業者責任の徹底を図るとともに、処理業者における更なる適正処理を進める必要があります。
- 令和6年能登半島地震及び令和6年奥能登豪雨における災害廃棄物処理に関する経験を、今後の対応に活かす必要があります。

■目指すべき環境の姿

- 廃棄物が適正に処理されるとともに、災害時においても適正かつ円滑・迅速に処理されることにより、生活環境が保全され、安全・安心な暮らしが確保されています。

■取組の方向性

●一般廃棄物の適正処理の推進

- ◆ 市町等に対して、一般廃棄物の適正な処理等に関する技術的助言を行います。
- ◆ 県民に対し、ごみ拾いや環境美化活動への積極的な参加を呼びかけます。

●適正な処理に資する産業廃棄物処理施設の整備促進

- ◆ 産業廃棄物処理施設整備に対する資金融資制度により、施設の整備を支援します。
- ◆ 廃棄物処理施設を設置する事業者に対して、石川県廃棄物適正処理指導要綱に基づく適正な施設の整備を指導します。

石川県環境総合計画素案（抜粋）

資料3

■取組の方向性

●産業廃棄物の適正処理の推進

- ◆ 産業廃棄物の排出事業者や処理業者に対する講習会を開催し、遵法意識の向上を図ります。
- ◆ 電子マニフェスト操作体験セミナーを開催するなど、電子マニフェストの使用促進を図ります。
- ◆ 排出事業者に対し、優良産業廃棄物処理業者認定制度の周知を行います。
- ◆ 関係団体と連携しながら、適正処理を推進するとともに、資源循環に資する廃棄物処理の高度化を促進します。

●PCB廃棄物等の適正処理の推進

- ◆ PCB廃棄物及びPCB使用製品の確実かつ適正な処理を指導します。

●海洋ごみの円滑かつ適正な処理等

- ◆ 市町等と連携し、海岸漂着物や、漁業者が回収した漂流・海底ごみの処理を推進します。
- ◆ 県民に対し、海岸清掃活動への参加を呼び掛けるなど、海岸漂着物の現状について認知度の向上を図るとともに、海洋ごみの原因となる廃棄物の発生抑制と適正処理の普及啓発を行います。
- ◆ いしかわ我がまちアドプト制度を通じて、道路、河川等における清掃活動を支援し、海へのごみの流出を抑制します。
- ◆ 国を通じて、沿岸諸国に海洋ごみの流出防止を働きかけます。



▲プラスチック資源循環セミナー



▲海岸漂着物調査の様子

石川県環境総合計画素案（抜粋）

資料3

●令和6年能登半島地震等を踏まえた災害廃棄物の処理体制の充実

- ◆ 石川県地域防災計画や地震被害想定の見直しを踏まえ、県の災害廃棄物処理計画の改定を行います。
- ◆ 市町における災害廃棄物処理計画の見直しの支援を行います。

●災害廃棄物の適正処理

- ◆ 災害廃棄物の処理にあたっては、生活環境の保全等に留意するとともに、可能な限り分別、選別、再生利用等を行い、最終処分量の低減に努めます

■行動目標

No	指標名	基準値		目標値
32 再掲	一般廃棄物の最終処分量	51千トン (2024年度)	➡	40千トン (2030年度)
33 再掲	産業廃棄物の最終処分量	181千トン (2024年度)	➡	72千トン (2030年度)
34	電子マニフェストの捕捉率	59.6% (2023年度)	➡	75% (2030年度)
37	災害廃棄物処理計画の見直し件数	—	➡	県及び全市町 (2030年度)

4 不適正処理の防止

■現 状

—石川県の状況—

- 産業廃棄物の不法投棄、不適正保管、不法焼却等の不適正処理事案は19件（2023年度）と、2014年度の40件と比べて減少しています。

■課 題

- 不法投棄等の不適正処理を未然に防止するため、監視・指導等に係る体制の強化が必要です。
- 不法投棄等の拡大防止のためにも早期発見・早期対応が必要です。

■目指すべき環境の姿

- 廃棄物の不法投棄などの不適正処理による環境汚染や景観破壊が生じることなく、安全・安心な暮らしが確保されています。



▲不法投棄



▲不適正保管

石川県環境総合計画素案（抜粋）

資料3

■取組の方向性

●不適正処理の早期発見・早期対応

- ◆ 県内4保健福祉センターに配置した産業廃棄物監視機動班による監視・指導の強化を図ります。
- ◆ 県警本部、海上保安部、関係市、建設業協会等の関係団体による不法処理防止連絡協議会において、不法投棄防止対策に関する連携を図ります。
- ◆ ドローンや監視カメラを活用し、不適正処理の早期発見・早期対応に努めます。

●排出事業者や産業廃棄物処理業者における適正処理等の推進

- ◆ 産業廃棄物処理業者に対する立入検査を実施し、適正処理を確保するため、監視指導を行います。



▲不適正処理現場（ドローン撮影）

■行動目標

No	指標名	基準値	目標値
34 再掲	電子マニフェストの捕捉率	59.6% (2023年度)	75% (2030年度)

－前回部会での主なご意見－

前回部会での主なご意見

参考 1

第1章 地球環境の保全

■ 11/17持続可能部会
■ 11/19再エネ部会

(県民・事業者への啓発等)

- ・ いしかわ家庭版環境ISOでのエコチケット事業は周知が必要
- ・ 企業への簡易診断ツールの導入にあたっては、企業の協力が必要
企業が関わっていくには、取組の方向性を示す必要がある
- ・ 個人や家庭単位でも日常生活が与える環境負荷を把握できるとよい
- ・ 企業のコスト面でのメリットを踏まえた脱炭素に関する意識醸成が必要
- ・ 太陽光発電について、自家消費できず、余剰電力が発生している問題がある
- ・ 見える化以外のインセンティブ付与の取組があるとよい
- ・ 再エネ導入事例やマニュアルを整備し、事業者へ情報発信してほしい
- ・ 住宅への創エネ導入が課題であり、太陽光のほか、バイオマスや地熱も今後検討が必要
- ・ いしかわ版環境ISOの取組を一層進めることで県民意識の醸成が向上する
見える化や情報発信の強化、環境教育を進めてほしい
- ・ 太陽光発電は、蓄電池の活用について周知したほうがよい

前回部会での主なご意見

参考 1

(環境保全型農業)

■11/19再エネ部会

- ・水田からのメタン排出は中干し期間の延長により抑制可能。農業分野でのメタン活用も検討必要

(地域特性を活かした再エネ導入)

- ・廃棄物のバイオガス化の取組を促進してほしい
下水処理場のバイオガス施設は防災拠点となるので、検討してほしい
- ・バイオマスのサプライチェーン構築や水素調達の方角性が必要

(災害レジリエンス強化、産業・地域資源の魅力向上)

- ・災害レジリエンス強化が重要であり、住民に太陽光発電が迷惑施設ではなく、エネルギーを身近に手に入れることができる強力な手段である認識をもってもらうことが大事
- ・地熱利用を検討した県内の過去事例もあり、温泉での活用に向けて検討をすすめてほしい

(自然環境、生活環境との調和)

- ・太陽光発電設備の設置にあたっては、ゾーニング・新技術の活用により、導入拡大が進む可能性がある
- ・輪島市沖の洋上風力は関係者間の調整に自治体が入らないと進んでいかない。県が協力して進めてほしい

前回部会での主なご意見

参考 1

第2章 循環型社会の形成

■11/17持続可能部会

- ・ リニューアルについて、わかりやすい説明が必要
- ・ 回収した熱をどのような用途に活用するのか、具体的な記載が必要
- ・ 一般廃棄物が減少している要因は何か、2030年に向けてどのような施策を打つのか
- ・ リニューアル製品をどのように事業所・一般家庭への浸透させていくのか
- ・ エコリサイクル認定製品は事業者向けのものが多く、一般消費者に浸透しにくい
- ・ 資源ごみの呼び方ではごみ扱いになってしまうので、考え方を考えるべきではないか
- ・ 生ごみ対策を示すべきではないか
- ・ 海岸清掃の県民運動など、海岸清掃・河川清掃活動を県が音頭を取ってやってほしい
- ・ ごみの分別方法が市町ごとに違ってわかりにくい
- ・ 通勤途中や職場など立ち寄りやすいところに廃棄場所があるとよい

下線は、新たな目標や取組など改定のポイント

第1章 地球環境の保全



1 豊かな暮らしや地域経済に資するカーボンニュートラルの推進

① 県民、事業者等による温室効果ガスの排出削減

【現 状】

- 近年、地球温暖化に伴う気候変動が一因と考えられる異常気象が世界各地で発生しています。地球温暖化は、平均的な気温の上昇のみならず、異常高温や大雨・干ばつの増加などの様々な気候の変化を伴うため、世界全体で地球温暖化対策を進めることは喫緊の課題となっています。

〈国際社会の動向〉

- 2018（平成 30）年 10 月に気候変動に関する政府間パネル（IPCC）により公表された 1.5℃特別報告書では、世界の平均気温を 1.5℃上昇で止めるには、2050 年前後には世界全体の二酸化炭素排出量を正味ゼロにする必要があるとされました。
- 2023（令和 5）年 12 月に開催された国連気候変動枠組条約第 28 回締約国会議（COP28）では、世界全体の温室効果ガスの排出量を 2030 年までに 43%、2035 年までに 60%削減する必要があるとされました。また、再生可能エネルギーについて、発電容量を 2030 年までに世界全体で 3 倍にする目標が掲げられました。

〈国内の動向〉

- 2020（令和 2）年 10 月、国において、2050 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロ（ネット・ゼロ※₁）にする脱炭素社会の実現を目指すことが表明されました（2050 年カーボンニュートラル）。
- 2021（令和 3）年 10 月には、国の地球温暖化対策計画が改定され、2030（令和 12）年度の温室効果ガス排出について、2013（平成 25）年度比で 46%削減することを目指し、さらに 50%の高みに向けて、挑戦を続けていくとされました。

1 化石燃料の燃焼等から生じる二酸化炭素だけではなく、農地や埋立廃棄物から生じるメタン及びエアコンの冷媒等として使用されるフロン類等の温室効果ガスも削減対象とし、温室効果ガスの排出量と吸収・固定量をゼロにすること
国際的な文脈では、「ネット・ゼロ」と表現することが一般的ですが、両者の基本的な意味は同じという認識の下、本章においては、「カーボンニュートラル」の文言を用いることとします。

石川県環境総合計画素案

参考 2

- 2025（令和 7）年 2 月の地球温暖化対策計画の改定では、2035（令和 17）年度、2040（令和 22）年度の温室効果ガス排出について、2013（平成 25）年度比でそれぞれ、60%、73%削減する目標が新たに示されました。（表 1 参照）

* 2035 年度目標は、2030 年度（46%削減）と 2040 年度（73%削減）の中央値

表 1 地球温暖化対策計画における温室効果ガス排出の削減目標（国）

（単位：百万 t -CO₂）

種類・部門		年 度	2013 排出実績	2030 目標（削減率） （2013比）	2040 目標	
					排出量	削減率
二酸化炭素	産業部門（工場等）		463	289（▲38%）	約180～200	▲57～61%
	業務部門（商業・サービス・事業所等）		235	115（▲51%）	約40～50	▲79～83%
	家庭部門		209	71（▲66%）	約40～60	▲71～81%
	運輸部門（自動車等）		224	146（▲35%）	約40～80	▲64～82%
	その他					
	発電所等（エネルギー転換部門）		106	56（▲47%）	約10～20	▲81～91%
	廃棄物焼却等		78.8	70.0（▲15%）	約59	▲29%
その他	メタン		32.6	29.1（▲11%）	約25	▲25%
	一酸化二窒素		19.7	16.5（▲17%）	約14	▲31%
	フロン類		28.9	20.9（▲44%）	約11	▲72%
吸収源			－	▲47.7（－）	▲約84	－
合計（温室効果ガス 排出量・吸収量）			1,395	760（▲46%）	380	▲73%

※端数処理の関係で、合計が一致しない場合があります。

<石川県の動向>

- 2022（令和 4）年 9 月に「2050 年カーボンニュートラル宣言」を行うとともに、ふるさと環境条例に、県民、事業者、行政等が密接に連携しながら、カーボンニュートラルの実現を目指すことを規定するとともに、2022（令和 4）年の環境総合計画の一部改定において、2030（令和 12）年度の削減目標を従前の 30%から 50%に引き上げることとしました。

石川県環境総合計画素案

参考 2

〈温室効果ガス排出量の状況〉

- 国内の温室効果ガス排出量は、10 億 7,100 万 t-CO₂（2023（令和 5）年度）であり、2013（平成 25）年度に比べて約 23%の減少となっています。
また、吸収量を含めた排出量は、10 億 1,700 万 t-CO₂（2023（令和 5）年度）であり、2013（平成 25）年度に比べて約 27%の減少となっています。（表 2、図 1 参照）
- 本県における 2023（令和 5）年度の温室効果ガス排出量は、862 万 t-CO₂ となっており、2023（令和 5）年度は、2013（平成 25）年度に比べて約 25%の減少と全国（約 23%）を上回る削減率となっています。
また、吸収量を含めた排出量は、799 万 t-CO₂（2023（令和 5）年度）であり、2013（平成 25）年度に比べて約 30%の減少となっています。（表 2、図 1 参照）
- 産業部門における温室効果ガス排出量の減少率は、全国の約 27%に比べて本県は約 7 %と、下回っていますが、これは、本県において、新たな事業所が操業するなど、事業活動が増大したことによるものと考えられます。（表 2 参照）

表 2 石川県と全国の温室効果ガス排出量

年 度 種類・部門		石川県（単位：万 t -CO ₂ ）			全国（単位：百万 t -CO ₂ ）		
		2013	2023	増減率 (2013比)	2013	2023	増減率 (2013比)
二酸化炭素（CO ₂ ）排出量		1,087	812	▲25.4%	1,314	989	▲24.8%
産業部門（工場等）		229	213	▲6.8%	463	340	▲26.7%
業務部門（商業・サービス・事業所等）		270	166	▲38.6%	235	165	▲29.7%
家庭部門		273	179	▲34.4%	209	147	▲29.7%
運輸部門（自動車等）		246	207	▲15.8%	224	190	▲15.2%
その他	発電所等（エネルギー転換部門）	46	30	▲34.3%	104	80	▲23.1%
	廃棄物焼却等	24	16	▲31.0%	79	67	▲15.0%
その他ガス 排出量		57	50	▲12.2%	81	82	1.2%
メタン		37	33	▲10.4%	33	29	▲9.9%
一酸化二窒素		8	6	▲28.8%	20	16	▲19.7%
フロン類		12	11	▲6.6%	29	37	28.2%
温室効果ガス 総排出量		1,144	862	▲24.7%	1,395	1,071	▲23.3%
吸収源		－	▲63	－	－	▲54	－
温室効果ガス 総排出・吸収量		1,144	799	▲30.2%	1,395	1,017	▲27.1%

※端数処理の関係で、合計が一致しない場合があります。

石川県環境総合計画素案

参考 2

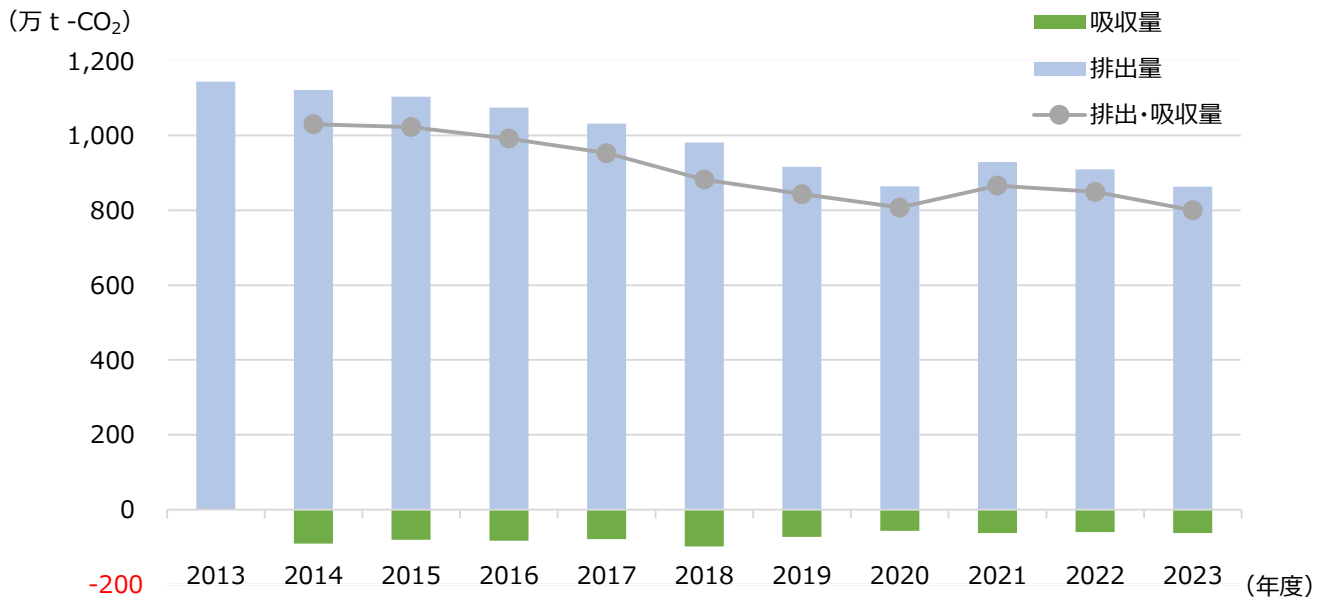


図 1 温室効果ガス排出量の推移（石川県）

- 温室効果ガスの排出量は、主要 4 部門（産業・業務・家庭・運輸）のほか、その他全ての部門において、概ね減少傾向にあります。（図 2 参照）

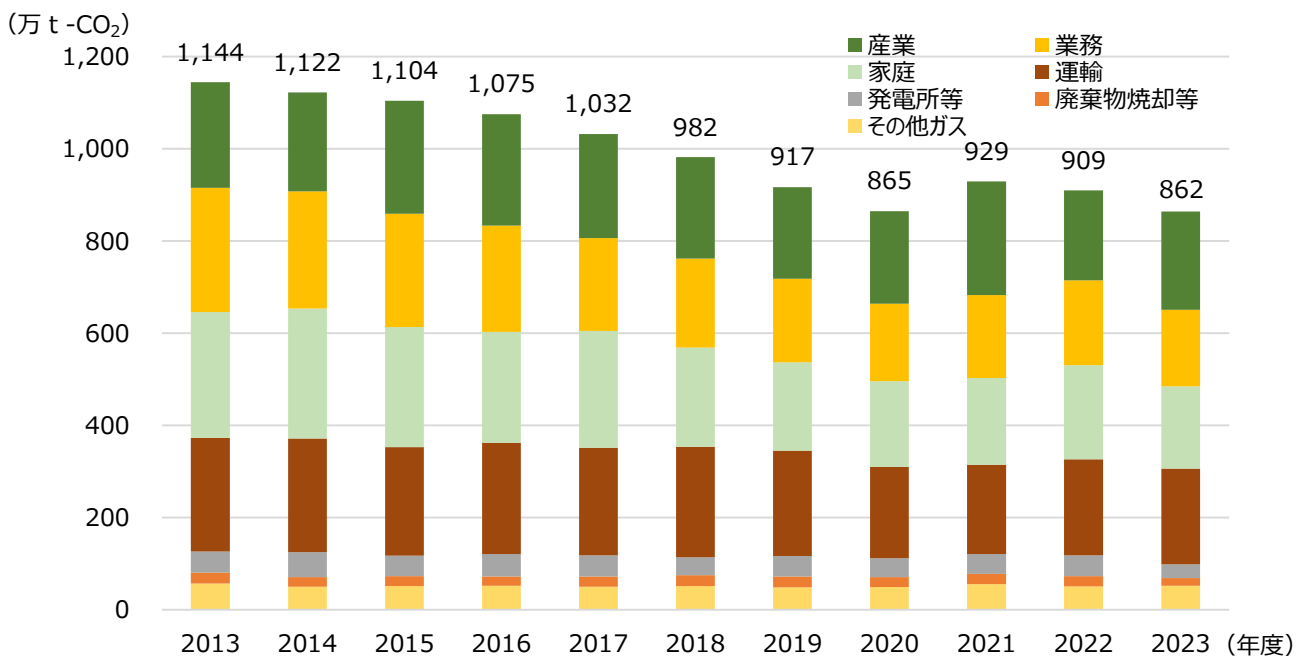


図 2 温室効果ガス排出量の推移（石川県）

石川県環境総合計画素案

参考 2

- 主要 4 部門の排出量をみると、業務部門が全体の約 22%、家庭部門が約 23%、運輸部門が約 27%となっており、全国と比べて高い割合となっています。その理由として、石川県は、産業規模の違いにより、産業部門の占める割合が全国に比べて低いほか、家庭部門については、住宅のエネルギー消費量が多いことや、太陽光発電の普及が進んでいないことが考えられます。また、運輸部門では、世帯あたりの自家用車保有台数が全国に比べて多いことなどが考えられます※2。（図 3 参照）

石川県	産業 27.9%	業務 21.6%	家庭 23.4%	運輸 27.1%
全国	産業 40.3%	業務 19.6%	家庭 17.5%	運輸 22.6%

図 3 県・全国の部門別二酸化炭素排出割合（2023 年度）

【課 題】

- 2025（令和 7）年に実施した県民意識調査結果では、県民の約 6 割（63%）が、国が 2050 年温室効果ガス実質ゼロを目標としていることを知らない、事業者の 4 割（40%）が、ISO14001 やいしかわ版環境 ISO などの環境マネジメントシステムを導入していない状況となっています。
- 温室効果ガスの更なる排出削減に向けて、県民、事業者等による自主的かつ積極的な省エネ、省資源活動を徹底するため、脱炭素型のライフスタイルや事業活動の定着を図っていく必要があります。
- 全国より排出割合の高い家庭部門や業務部門、運輸部門の排出削減に引き続き、取り組むとともに、削減率が全国を下回っている産業部門について取組を強化していく必要があります。
- 本県では、太陽光発電を備えた創エネ住宅の導入は全国低位となっており、県民への普及啓発や費用面の負担軽減に取り組んでいく必要があります。
- 脱炭素を巡る国内外の動きが加速する中、特に大企業に比べて取組が進んでいない県内の中小事業者等の脱炭素化を後押しし、行動変容を図る観点から、省エネ診断、設備導入支援、普及啓発等に総合的に取り組んでいく必要があります。
- 二酸化炭素に比べて温室効果が非常に高いフロン類についても、排出削減を進めていく必要があります。

2 世帯あたりの自家用車保有台数（2025 年）：全国 1.0 台、石川県 1.5 台

【 目指すべき環境の姿 】

長期目標

2050 年までに県内の**温室効果ガス排出の実質ゼロ**
(カーボンニュートラル) を目指します。

中期目標

2030 年度の県内の**温室効果ガス排出を 50%削減**します。
2035 年度の県内の**温室効果ガス排出を 65%削減**します。
2040 年度の県内の**温室効果ガス排出を 79%削減**します。

(いずれも 2013 年度比)

* 前計画においては、県内の温室効果ガス排出に係る長期目標を 2050 年に実質ゼロとするカーボンニュートラル、中期目標を 2030 年度 50%削減とする目標を設定しました。

* 本計画においては、国の削減目標との整合性を図る観点から、新たに中期目標として、2035 年度及び 2040 年度目標を以下により設定します。

2040 年度 79%削減／国の 2040 年の部門別削減率（中央値）を基に算定
2035 年度 65%削減／2030 年度（50%削減）と 2040 年度（79%削減）の中央値

(表 3、図 4 参照)

表 3 石川県の 2030 年度及び 2040 年度の部門別削減目標

(万 t -CO₂)

種類・部門		年 度	2013 排出実績	2030 目標 (削減率) (2013比)	2040 目標		
					排出量	削減率	(中央値)
二酸化炭素	産業部門（工場等）		229	143 (▲38%)	94	▲57～61%	(▲59%)
	業務部門（商業・サービス・事業所等）		270	132 (▲51%)	51	▲79～83%	(▲81%)
	家庭部門		273	93 (▲66%)	66	▲71～81%	(▲76%)
	運輸部門（自動車等）		246	161 (▲35%)	67	▲64～82%	(▲73%)
	その他						
	発電所等（E1+E2-転換部門）		46	24 (▲47%)	6	▲81～91%	(▲86%)
	廃棄物焼却等		24	20 (▲15%)	17	▲29%	－
その他	メタン		37	33 (▲11%)	28	▲25%	－
	一酸化二窒素		8	7 (▲17%)	6	▲31%	－
	フロン類		12	7 (▲44%)	3	▲72%	－
温室効果ガス 総排出量			1,144	620 (－)	338	－	－
吸収源			－	▲43 (－)	▲98	－	－
合計（温室効果ガス 排出量・吸収量）			－	577 (▲50%)	240	▲79%	－

※端数処理の関係で、合計が一致しない場合があります。

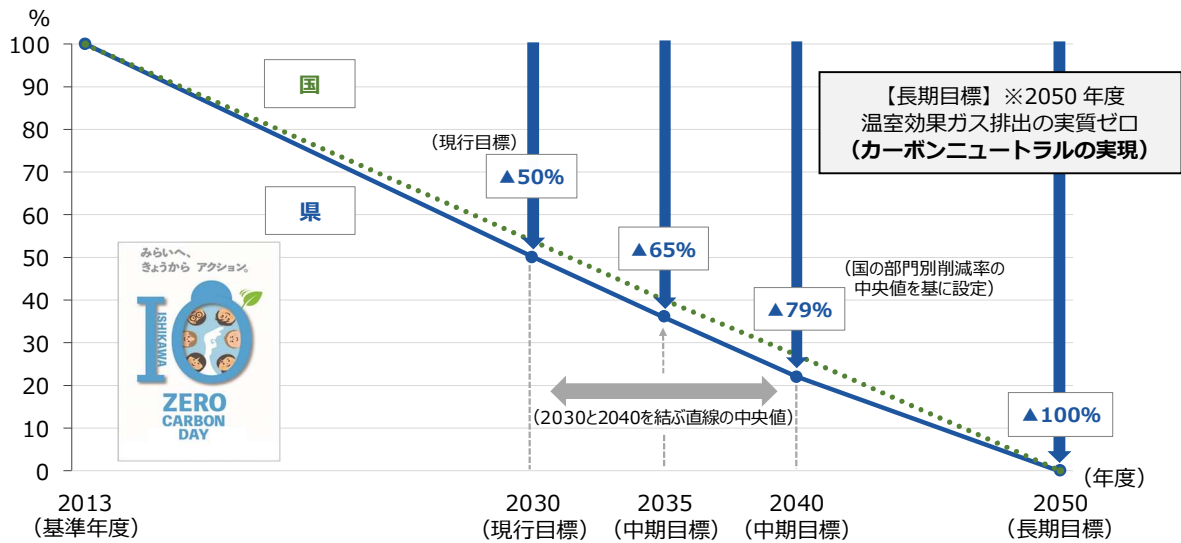


図 4 石川県の温室効果ガス排出削減の目標（イメージ）

【 取組の方向性 】

<家庭部門>

●いしかわの地域特性に適した省エネ住宅等の普及促進

- ◆ 建築士を対象としたゼロエネ住宅アドバイザーの育成やいしかわエコハウスの活用等を通じて、住宅の省エネ化や ZEH※₃ の普及を促進します。
- ◆ GX 志向型住宅※₄ など、より省エネ性能の高い住宅の導入を促進します。
- ◆ 住宅向け太陽光発電設備や蓄電池、V2H※₅ の導入促進に向けて、エネルギーコストの削減や防災面のメリット等を周知するほか、各種補助金や民間事業者との連携による共同購入事業等により、導入拡大を図ります。
- ◆ 本県の住宅で多い瓦屋根やカーポートへの太陽光発電設備の設置を支援し、既存住宅への導入拡大を図ります。
- ◆ 今後、FIT 制度の適用期間が終了する世帯の増加が見込まれることから、売電から自家消費への転換を支援するなど、太陽光発電の継続に向けた環境整備を図ります。



▲いしかわエコハウスのリニューアル

3 net Zero Energy House の略称で、基準一次エネルギー消費量から 20%以上の省エネルギーを図った上で、太陽光発電等を導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した住宅

<ZEH の種類> 『ZEH』：省エネ 20%以上と創エネにより、年間エネルギー100%削減

Nearly ZEH：省エネ 20%以上と創エネにより、年間エネルギー75%～100%未満削減

ZEH Oriented：省エネ 20%以上（創エネなし）

新築戸建住宅に占める ZEH の割合（2024 年度）：全国平均 29.7%、石川県 7.6%

4 断熱等性能等級「6」以上で、基準一次エネルギー消費量から 35%以上の省エネルギーを図った住宅

5 Vehicle to Home の略称で、「建物から電気自動車（EV）への充電」と「EV から建物への給電」ができる機器のこと

●脱炭素型ライフスタイルの定着に向けた気運醸成・行動変容の促進

- ◆ いしかわ家庭版環境ISOを見直し、省エネ行動の取組成果が見える化するほか、環境価値（J-クレジット）を活用し、継続的な取組を後押しするなど、幅広く県民の気運醸成や行動変容を促すための工夫を講じます。
- ◆ いしかわ環境フェアやゼロカーボンの日等の啓発活動等により、脱炭素型ライフスタイルの定着に向けた気運醸成を図ります。
- ◆ 省エネなどのライフスタイルを定着させるため、地球温暖化防止活動推進センターや地球温暖化防止活動推進員と連携した普及啓発を行います。
- ◆ 省エネ性能の高い家電・機器の購入支援等により、家庭の更なる省エネ化を推進し、脱炭素型のライフスタイルの定着を図ります。



▲環境フェア

J-クレジット制度



国では、省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの利用による二酸化炭素等の排出削減量等（環境価値）を J-クレジットとして認証し、金銭価値化する制度（J-クレジット制度）を運営しています。

家庭における LED 照明器具などの省エネ性能の高い家電の購入など、身近なところからも環境価値は生まれていますが、J-クレジット化するための手続きの煩雑さや費用面などの問題から個人や事業者単体での申請は難しく、石川県では、これまでこうした環境価値は活用されていない状況となっています。

県では、こうした現状を踏まえ、家庭での省エネ性能の高い家電の導入や事業者における省エネ・再エネ設備の導入時などに生まれる未活用の環境価値をとりまとめ、県で一括して J-クレジット化し、県民の皆様の脱炭素行動を後押しする仕組みの検討を進めています。



●学校等を通じた家庭での環境保全活動の推進

- ◆ いしかわ環境情報サイトを活用して、家庭における省エネ行動を推進します。
- ◆ いしかわ版環境 ISO（学校版、地域版）に基づき、自主的な環境保全活動の促進を図るほか、熱中症予防など、気候変動対応アクションプランに取り組みます。
- ◆ 家庭で楽しく「エコ活動」に挑戦する園児をいしかわエコレンジャーとして認定し、幼児期からの環境保全に対する意識醸成を図ります。



＜業務・産業部門＞

●環境配慮型の事業活動等の推進

- ◆ いしかわ事業者版／工場・施設版環境 ISO を見直し、事業者が簡易に温室効果ガスの排出量や省エネ・再エネ設備の導入効果を見える化できる環境を整備します。
- ◆ 脱炭素化に主体的に取り組む事業者に対し、セミナーによる普及啓発のほか、省エネ・再エネ設備の導入を支援します。
- ◆ 県内企業の脱炭素化への取組支援や製品・サービスの「環境負荷が低い」といった付加価値化を後押しします。
- ◆ 脱炭素総合サポート窓口において、県内金融機関などの民間事業者と連携し、温室効果ガス排出量の見える化や削減計画の策定、省エネ設備の導入支援など、事業者の脱炭素化をワンストップで伴走支援します。
- ◆ 温室効果ガス排出量の多い製造業等について、生産設備の運用効率化などを支援します。

●ふるさと環境条例に基づく計画書・実施状況報告書制度

- ◆ エネルギーを多く使用する事業所に対して、地球温暖化対策計画書・実施状況報告書の提出を義務付け、計画的な温室効果ガスの排出削減につなげます。

●学校現場や地域（公民館、商店街等）における環境保全活動の推進

- ◆ いしかわ版環境 ISO（学校版、地域版）に基づき、自主的な環境保全活動の促進を図るほか、熱中症予防など、気候変動対応アクションプランに取り組みます。（再掲）

●環境ビジネスの創出・育成

- ◆ 成長戦略ファンドを活用した環境関連技術や製品・サービスの開発への支援を行います。
- ◆ 県内の高等教育機関と連携し、次世代型太陽電池など、カーボンニュートラル分野の研究開発を促進します。
- ◆ 県内企業の脱炭素化への取組支援や製品・サービスの「環境負荷が低い」といった付加価値化を後押しします。（再掲）
- ◆ 農業コストの低減や園芸品目など高収益作物の栽培を促進するため、営農型太陽光発電や小水力などの活用を支援します。
- ◆ 低コストでメタン排出を削減する乾田直播技術の確立及び普及を図ります。

<運輸部門>

●環境配慮型の自動車の普及

- ◆ 電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・燃料電池自動車の普及や家庭における充電環境の整備に向けた支援を行います。
- ◆ いしかわ環境フェアでの展示やいしかわエコハウスを活用した啓発等を通じて、環境配慮型自動車の普及促進を図ります。
- ◆ 県有施設において、電気自動車充電環境の整備を進めます。
- ◆ 民間活力を活かした水素ステーションの普及に向けて、技術実証を支援します。
- ◆ 県内事業者の水素活用を促進するため、北陸三県における広域供給の仕組みを検討します。
- ◆ EV バスについて、走行距離などの今後の性能向上を踏まえ、公共交通機関への導入を検討します。
- ◆ 地域の活性化や交流人口拡大に資する次世代電動モビリティについて、市町と連携した実証結果を踏まえ、導入を検討します。



▲ 電動モビリティ

●宅配便の再配達抑制

- ◆ 宅配便の再配達による二酸化炭素の排出を削減するため、時間帯指定の活用や宅配ボックス、置き配などの多様な受取方法の普及促進を図ります。

●事業者のエコドライブの推進

- ◆ エコドライブ推進事業所の認定や優良事業所の表彰により、事業者のエコドライブ実践を後押しします。

●事業者の省エネ等の取組の推進

- ◆ 貨物輸送における脱炭素化に向けて、事業者に省エネ等を促します。
- ◆ 鉄道や港などの利用促進を通じて、長距離トラック輸送から一括大量輸送が可能な鉄道輸送や海上輸送への転換を促します。

●カーボンニュートラルポート・空港の形成

- ◆ 石油基地や LPG 基地などのエネルギー供給拠点施設の立地に加え、温室効果ガスを多く排出する船舶の運航や発電所等が立地する港湾臨海部（金沢港・七尾港）において、脱炭素化を推進します。
- ◆ カーボンニュートラル空港の実現に向けて、のと里山空港脱炭素化推進計画を着実に推進します。

<廃棄物焼却等>

●プラスチックごみの削減の推進

- ◆ 県民、事業者や市町などと連携し、使い捨てプラスチック製容器包装・製品の使用削減を推進します。
- ◆ レジ袋やアメニティ・カトラリーなどの使い捨てプラスチックを削減するため、スーパー、ドラッグストア等の小売店やホテル、旅館等の宿泊施設などとの協定の締結を進めます。

<その他ガス>

●フロン類対策の推進

- ◆ 家電リサイクル法、自動車リサイクル法、フロン排出抑制法など、フロン関連法令の適正な運用を図ります。
- ◆ 業務用冷凍空調機器の管理者やフロン類充填回収業者などに対し、監視・指導を行います。

●環境保全型農業の推進

- ◆ 水田からのメタン排出を削減するため、中干し期間の延長などの環境にやさしい栽培技術の導入を推進します。
- ◆ 低コストでメタン排出を削減する乾田直播技術の確立及び普及を図ります。（再掲）



▲環境保全型農業新ラベル
「環境を守る農家さん」

石川県環境総合計画素案

参考 2

【 行動目標 】

No	指標名	基準値		目標値 
1	ゼロエネ住宅アドバイザーの認定者数	243 人 (2024 年度)	➡	300 人 (2030 年度)
2	新築住宅における『ZEH』の占める割合	7.6% (2024 年度)	➡	30% (2030 年度)
3	いしかわ家庭版環境 ISO の認定家庭（エコファミリー）数	143,930 家庭 (2025 年度)	➡	180,000 家庭 (2030 年度)
4	いしかわ事業者版／工場・施設版環境 ISO の登録事業所数	1,077 事業所 (2025 年度)	➡	1,800 事業所 (2030 年度)
5	乗用車における環境配慮型自動車（EV、PHV、FCV、HV）の占める割合	22% (2024 年度)	➡	40% (2030 年度)
6	EV、PHV、FCV の普及台数	6,945 台 (2024 年度)	➡	15,500 台 (2030 年度)
7	環境保全型農業の取組面積	9,662ha (2024 年度)	➡	18,000ha (2032 年度)

② 地域と共生した石川型の再生可能エネルギーの導入促進

【現 状】

〈国内の動向〉

- 2024（令和6）年に施行された改正再エネ特措法^{※6}において、森林法や盛土規制法^{※7}等の許認可取得や周辺地域への事前周知を FIT^{※8}/FIP^{※9} 認定の要件とするなど、地域と再生可能エネルギーの共生に向けて、事業規律の強化を図ることとしています。
- 太陽光発電については、導入が急速に拡大した一方で、地域において様々な懸念が発生しています。国は、地域との共生が図られた事業について促進を図りながら、不適切な事業に対しては厳格に対応する必要があることから、大規模太陽光発電事業（メガソーラー）に関する対策パッケージを 2025（令和7）年 12 月に閣議決定し、不適切事案に対する法規制の強化や地域の取組との連携強化、地域共生型への支援の重点化などについて、法的規制を実施することとしています。

〈石川県の動向〉

- 2024（令和6）年度の再生可能エネルギーの発電設備容量は、144.1 万 kW と 2013（平成25）年度比で約 1.8 倍に増加しています。特に、太陽光発電については、設置のしやすさや再生可能エネルギーの FIT 制度の導入などにより、2013（平成25）年度比で約 8.3 倍に増加するなど、急速に拡大しています。（図5参照）

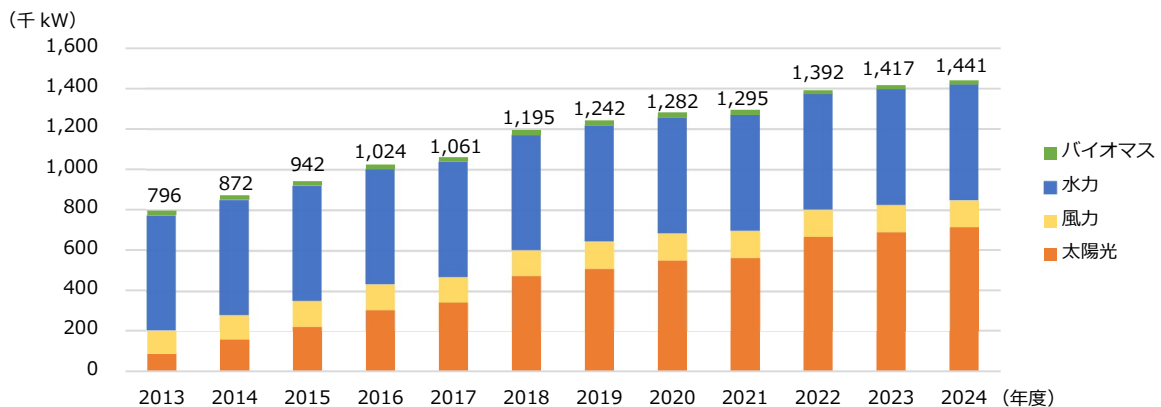


図5 石川県内の再生可能エネルギー発電施設の導入状況（発電設備容量）

6 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法

7 宅地造成及び特定盛土等規制法

8 Feed-in Tariff の略称で、再生可能エネルギーで発電した電気を、電力会社が一定価格で一定期間買い取る制度

9 Feed-in Premium の略称で、再生可能エネルギー発電事業者が市場で電力を売る際に、基準価格に一定のプレミアムを上乗せして支払う制度

- また、発電電力量については、2024（令和6）年度 27.2 億 kWh と 2019（令和元）年度比で約 1.1 倍に増加しています。太陽光発電については、2019（令和元）年度比で約 1.4 倍に増加しています。（図 6 参照）

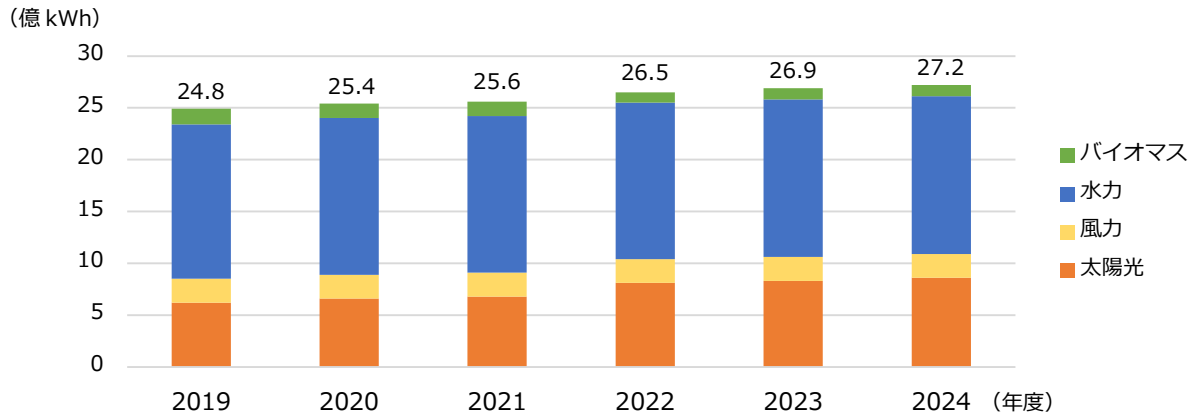


図 6 石川県内の再生可能エネルギー発電施設の導入状況（発電電力量）

【課題】

- いしかわの気候や地域資源など、地域特性を活かしながら、地域と共生した再生可能エネルギーの導入を図る必要があります。
- 令和 6 年能登半島地震及び奥能登豪雨による被災を踏まえ、防災面で重要な役割を果たす基幹インフラの自立電源化などを通じて、防災力の向上を図る必要があります。

【太陽光発電】

- 石川県は太陽光発電を備えた創エネ住宅の導入が、全国低位となっています。その要因として、雪や雨が多い冬季（12 月～2 月）の天候のため、太陽光発電は不向きという意識が根強いことが考えられます。このため、自家消費による経済面・防止面のメリット等の周知や、投資回収を支援していく必要があります。
- FIT 制度の買取価格の下落、適地の減少等により、県内における事業用太陽光発電の導入ペースは大幅に鈍化し、近年、頭打ちとなっています。
また、地上設置型の事業用太陽光発電については、2027 年度以降 FIT/FIP 制度における支援の対象外となるため、今後の県内における太陽光発電の導入拡大にあたっては、エネルギーコストや防災面のメリットの普及と合わせ、屋根設置型（住宅や事業所など）の導入を促進する必要があります。

- FIT 制度における買取価格の低下等を踏まえ、PPA※¹⁰ モデルなどの FIT/FIP 制度に依存しない再生可能エネルギーの導入を促進する必要があります。
- 産業部門においては、電力コストの上昇のほか、サプライチェーン全体の脱炭素化が求められており、省エネだけでなく、PPA モデル等の活用による太陽光発電設備の導入などを進めていく必要があります。
- 今後の技術進展や採算性などを踏まえ、ペロブスカイト太陽電池などの次世代型太陽電池や耐雪性のある垂直型太陽光発電設備などの普及を図っていく必要があります。

【風力発電】

- 令和 6 年能登半島地震及び奥能登豪雨の影響により、多数の陸上風力発電設備が停止していることから、今後の事業進捗を注視する必要があります。
- 景観や環境への影響等の観点から、既存の陸上風力発電設備の適正な管理や放置等に対する地域の懸念が生じているため、引き続き、国に対し、法改正を含めた対応を求めていく必要があります。
- 洋上風力については、漁業者などの地域の合意形成が重要です。近年、事業環境の変化等により、全国では、事業から撤退する事例も発生しているため、地域における案件形成や国の対応等の動向を注視する必要があります。

【バイオマス発電】

- 木質バイオマス利用施設や下水処理場へのメタンガス発電設備など一定の導入が進んできたものの、近年は更なる導入の拡大が見られない状況となっています。
- 木質バイオマス発電の普及には、低コストでの木材の安定供給が課題であることから、市町や林業関係者等との連携を図っていくことが重要です。

【水力発電】

- 県内には、中山間地域を中心に、小規模河川や農業用水などの豊富な水資源があることから、農業や防災面での活用などを通じて、地域の活性化を図る必要があります。

【未利用熱利用】

- 持続可能性や環境への影響を踏まえつつ、地下水や温泉資源を有効活用することで、住宅やオフィスビル、観光施設等のエネルギーコスト削減を図っていく必要があります。

10 Power Purchase Agreement の略称で、企業・自治体が保有する施設の屋根や遊休地を事業者が借り、無償で発電設備を設置し発電した電気を企業・自治体が施設で使うことで、電気料金と CO₂ 排出を削減するモデル
設備の所有は第三者が持つ形となる為、資産保有をすることなく、再生可能エネルギーの利用が可能となる。

【 目指すべき環境の姿 】

導入目標

2030 年度までに再生可能エネルギーによる発電電力量を 46 億 kWh 程度とすることを目指します。

* 太陽光：11 億 kWh 程度、風 力：11 億 kWh 程度、
水 力：15 億 kWh 程度、バイオマス：9 億 kWh 程度

＜目標設定の考え方＞

- 国は、2050 年までのカーボンニュートラルの実現に向けて、再生可能エネルギーについて、国民負担の抑制と地域との共生を図りながら、最大限の導入を進めていくとしています。
- 本県としても、こうした国の方針に呼応して、地域特性を活かしながら、地域と共生した再生可能エネルギーの導入を促進するため、2022（令和 4）年 2 月に県再生可能エネルギー推進計画を改定し、これまでの導入推移や事業者の事業計画などを基に、2030 年度に再生可能エネルギーによる発電電力量を 46 億 kWh 程度とする目標を設定しました。
- 家庭等の太陽光発電設備を中心に導入が進んでおり、県内の再生可能エネルギーの発電電力量は、2024 年度で、2019 年度の 24.8 億 kWh から 2.4 億 kWh 増加し、27.2 億 kWh となるなど、目標達成に向けて、着実に進捗しています。
- 一方、風力発電については、令和 6 年能登半島地震及び奥能登豪雨の影響により、多数の設備が停止していることから、今後の事業計画の進捗も含め、状況を注視していく必要があります。
- このため、今回の改定では、現行の再生可能エネルギー推進計画の導入目標値を据え置くこととし、今後、能登の被災地における再エネ事業の展開や、国のエネルギー施策、社会情勢の変更等を踏まえ、必要に応じて、随時目標の見直しを行います。

【 取組の方向性 】

I 地域特性を活かした再生可能エネルギーの導入



●太陽光発電

- ◆ 住宅向け太陽光発電設備や蓄電池、V2H の導入促進に向けて、エネルギーコストの削減や防災面のメリット等を周知するほか、各種補助金や民間事業者との連携による共同購入事業等により、導入拡大を図ります。（再掲）
- ◆ 本県の住宅で多い瓦屋根やカーポートへの太陽光発電設備の設置を支援し、既存住宅への導入拡大を図ります。（再掲）
- ◆ 今後、FIT 制度の適用期間が終了する世帯の増加が見込まれることから、売電から自家消費への転換を支援するなど、太陽光発電の継続に向けた環境整備を図ります。（再掲）
- ◆ 多様な用途が見込まれるペロブスカイト太陽電池^{※11}をはじめとする次世代太陽電池の普及を見据え、公共施設での導入や県民や事業者向けの啓発などに取り組みます。
- ◆ 積雪の影響を受けにくく、冬季でも安定的に発電が可能な垂直型太陽光発電設備について、導入可能性や有効性を検討し、普及啓発に取り組みます。



▲垂直型太陽光発電設備

●風力発電

- ◆ 陸上風力発電について、令和 6 年能登半島地震及び奥能登豪雨の影響を注視しながら、地域と共生した導入を促進します。
- ◆ 被災等による設備の放置の防止のため、県が必要な情報を取得できる仕組みや廃棄費用積立制度の見直しについて、国に要望します。
- ◆ 洋上風力発電について、漁業者など、利害関係者との合意形成の状況を踏まえながら、資材価格の高騰など、洋上風力発電事業を取り巻く事業環境にも留意し、地域の円滑な案件形成等を支援します。

●水力発電

- ◆ 中山間地域等の豊富な小水力資源の活用に向けて、高等教育機関等と連携し、県内におけるポテンシャルを把握するとともに、集落や農地等への普及及び利用促進を図ります。

●バイオマス発電

- ◆ 適切な規模の木質バイオマス利用施設の導入を支援し、木質バイオマス資源のエネルギー利用を促進するとともに、木材の安定供給の支援を通じて、林業の活性化に貢献します。

11 塗布や印刷技術で量産でき、ゆがみに強く軽い太陽電池

- ◆ 下水処理場において、メタンガスを活用したバイオマス発電を導入することで、温室効果ガスの排出削減に努めます。

●未利用熱利用

- ◆ 温泉熱の活用に向けて、地域の意向やポテンシャル等を踏まえ、旅館のエネルギーコストの削減や持続可能な温泉地づくりに向けた地域主導の取組を後押しします。

●その他の取組

- ◆ 再生可能エネルギー導入拡大に向けて、住宅や事業所、電力系統向け蓄電池等に関する動向等について、情報収集・発信を行います。
- ◆ 再生可能エネルギー事業の展開促進に向けて、有用な情報の提供による事業計画の検討支援を行います。
- ◆ 木場潟公園において、新たな里山再生とともに、再生可能エネルギーに関する県民の理解を促進します。
- ◆ 分散型エネルギーの導入促進に向けて、市町と連携した導入支援やセミナーを通じた普及啓発、情報収集などを行います。
- ◆ モノづくり産業や農林業の県内産業の振興と併せた再生可能エネルギーの普及に取り組めます。
- ◆ 再生可能エネルギー由来電力の利用促進を図るための方法についての情報提供を図ります。
- ◆ 産業分野や運輸分野等において水素活用の普及啓発や取組を促進します。



▲木場潟公園
(里山資源再生ハウス)

Ⅱ 災害レジリエンス※12 強化や産業の持続的発展、地域の活性化などの政策課題の解決

●災害レジリエンスの強化

- ◆ 再生可能エネルギーによる発電電力の自家消費や、付帯設備としての蓄電池や燃料電池等の活用について、脱炭素化のほかに、自立分散型電源として、災害時のレジリエンス向上に寄与することを周知し、普及促進を図ります。
- ◆ 住宅向け太陽光発電設備や蓄電池、V2H の導入促進に向けて、エネルギーコストの削減や防災面のメリット等を周知するほか、各種補助金や民間事業者との連携による共同購入事業等により、導入拡大を図ります。（再掲）
- ◆ 避難施設について、段階的に太陽光発電整備や蓄電池の導入を促進し、防災力の強化を図ります。
- ◆ 国の実証結果や地方のニーズを踏まえ、オフグリッド※13 集落の理解促進等に取り組めます。
- ◆ 脱炭素先行地域の事業計画を着実に進め、陸海空の基幹インフラ（能登の道の駅、金沢港エリア、のと里山空港）への自立分散型電源の導入を進めます。

12 災害が発生しても、被害を最小限に押さえ、迅速に回復・復興できる力のこと

13 電力や水の供給が停止された場合においても、独立して電力等を自給自足できるシステム

脱炭素先行地域「能登半島地震を踏まえた災害レジリエンス強化と被災地の復興加速」



環境省は、2050年カーボンニュートラルに向けて、地域特性に応じた先行的な脱炭素の取組を実施する地域を「脱炭素先行地域」として選定しており、2026年2月13日時点で、全国45道府県133市町村の102提案が選定されています。

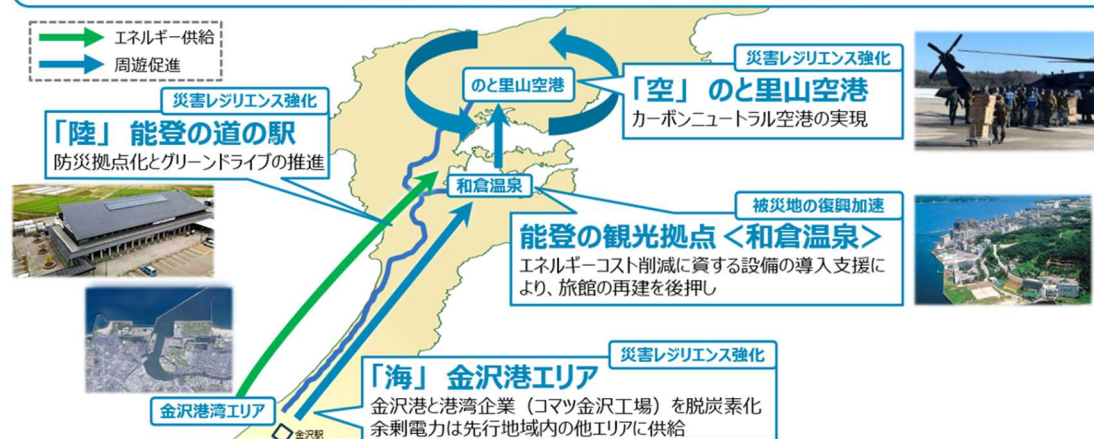
本県においては、半島地域特有の地理的制約が存在する能登半島での被災の経験を踏まえ、災害時に「人命救助」、「物資供給」、「広域避難」を担った、県管理の陸海空の基幹インフラ（金沢港、のと里山空港、道の駅）に自立分散型電源を設置し、レジリエンスの強化を通じて、市町単独では困難な広域防災体制の強化を実現することとしています。

さらに、和倉温泉の未利用温泉熱を再利用した設備の導入など、旅館再建を後押しすることにより、陸海空の交流基盤と和倉温泉の各拠点を面的に連携させていくことで、クリーンエネルギーで能登を周遊できる環境を整え、復興の加速化及び地域課題解決を図ることとしています。

環境省の脱炭素先行地域に石川県の提案が採択（県内初）

→ 脱炭素先行地域：2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、地域特性に応じた先行的な脱炭素の取り組みを実施する地域を「脱炭素先行地域」として全国で100箇所選定し、環境省が5か年で最大50億円の交付金を支給

能登半島地震を踏まえた「災害レジリエンス強化」と「被災地の復興加速」を目指す



●特色ある県内産業や地域資源の魅力向上

- ◆ 再生可能エネルギーの多面的な活用を通じて、産業や地域の活性化を促進するため、先進的な取組等の情報収集及び県内での普及啓発を行います。
- ◆ 中山間地域等の豊富な小水力資源の活用に向けて、高等教育機関等と連携し、県内におけるポテンシャルを把握するとともに、集落や農地等への普及及び利用促進を図ります。（再掲）
- ◆ 県内の高等教育機関と連携し、次世代型太陽電池など、カーボンニュートラル分野の研究開発を促進します。（再掲）
- ◆ 県内企業の脱炭素化への取組支援や製品・サービスの「環境負荷が低い」といった付加価値化を後押しします。（再掲）
- ◆ 国の実証結果や地方のニーズを踏まえ、オフグリッド集落の理解促進等に取り組みます。（再掲）
- ◆ 水素を活用したエネルギーの地産地消モデルを構築します。
- ◆ 温泉熱の活用に向けて、地域の意向やポテンシャル等を踏まえ、旅館のエネルギーコストの削減や持続可能な温泉地づくりに向けた地域主導の取組を後押しします。
（再掲）

Ⅲ 石川の豊かな自然環境、美しい景観及び県民の生活環境との調和

- ◆ 国における太陽光発電施設などの規制強化等の状況を注視しながら、地域住民への理解の促進、環境保全及び生物多様性への配慮を図ります。
- ◆ 太陽光発電事業の法的規制について、国との情報共有の強化を図ります。
- ◆ 今後見込まれる太陽光パネルの大量廃棄について、国における太陽光発電設備のリサイクル制度の検討状況を注視しながら、適切に対応します。
- ◆ 景観上、太陽光パネルの設置が困難な重要伝統的建造物群保存（重伝建）地区を対象に、家庭からの余剰電力を供給する仕組みを構築し、景観保全と脱炭素化の両立や環境に配慮した観光地としての魅力向上を図ります。

▲重伝建地区（東山・主計町）
- ◆ 能登地域に設置されている風力発電施設について、国との連携により、事業者による安全管理を徹底し、住民の不安解消等を図ります。
- ◆ 稼働を終えた風力発電施設が放置されることのないよう、適切な廃棄に向けて、国で検討が進められている風力発電の廃棄費用積立制度の内容を注視しながら、引き続き、実効性のある対応を求めています。
- ◆ 国や市町との連携による地域との合意形成、事業者の法令遵守の促進を図ります
- ◆ 環境保全に支障のないエリアへの再生可能エネルギーの立地を誘導するために行うゾーニングについて、地球温暖化対策推進法に基づく促進区域制度も含め、市町に対する情報提供等を行います。
- ◆ 地域と共生した再生可能エネルギー発電設備について、情報収集・普及啓発などを行います。

③ 緑化・森林・林業等における二酸化炭素の吸収・固定

【現 状】

- 県土の約 7 割を占める森林は、木材生産、水源かん養機能、県土の保全、緑とのふれあいの場を提供する等の多面的機能を有しており、二酸化炭素の吸収源として、地球温暖化防止においても大きな役割を担っています。
 - * 森林面積：285,994ha（民有林 251,399ha、国有林 34,595ha）（2024 年度）
 - * 民有林における適切な森林整備・管理による森林経営の実施面積：12 万 ha（2024 年度）
 - * 間伐等実施面積：4,796ha（2024 年度）
 - * 県産材供給量：126 千 m^3 （2024 年度）
 - * 一人当たり都市公園面積：15.66 m^2 （2025 年度）
- 本県における 2023（令和 5）年度の温室効果ガス吸収量は、63 万 t-CO₂ となっています。
- 森林は、その成長過程で二酸化炭素を吸収し、樹木内に炭素を固定するため、森林から生産される木材を住宅や家具等に利用することは木材中の炭素を長期間にわたって貯蔵することになります。
- そのため、森林の適切な経営管理や間伐の実施、そして県産材の積極的な利活用を行い、「伐って、使って、植えて、育てる」といった森林資源の循環利用を進めることはカーボンニュートラル実現に向けた重要な取組になります。
- 企業や団体が社会貢献活動の一環として、二酸化炭素の吸収源である森林の整備活動^{※14}を行っています。
- 本県の海岸線の総延長は約 584km に及び、その沿岸域には、藻場（海藻・海草の群落）が広く分布しています。
- 藻場は、魚介類の餌や棲みかとして重要であり、豊かな生態系を育む機能を有していますが、全国的に藻場の消失や衰退が進行しています。
- 陸地の森林などで植物が光合成によって二酸化炭素が吸収・貯留される炭素を「グリーンカーボン」と呼ぶのに対して、海中の藻場が光合成によって二酸化炭素を吸収し、その際に取り込まれ貯留される炭素を「ブルーカーボン」と呼び、二酸化炭素の吸収源となる「ブルーカーボン生態系」は、新たな地球温暖化対策として大きな注目を集めています。

【課 題】

- 手入れ不足の森林の増加を防ぎ、森林の機能を十分に発揮できる手入れの行き届いた森林となるように経営管理を行うことで、森林による二酸化炭素吸収量を確保していく必要があります。
- 住宅や建築物における県産材の活用促進や新商品開発等による木材需要の創出につなげていく必要があります。
- 森林・林業に対する県民の意識啓発と県民参加の森づくり運動を推進していく必要があります。
- 農地においては、たい肥等の施用により、土壌中への炭素の貯留を推進する必要があります。
- 多様な土地・施設等の都市全体において緑化を進める必要があります。
- 一部の海域では、海洋環境の変化等により藻場が減少していることから、コンクリートブロック等の海藻類の着底基質の設置や、ウニ類等の食害生物の除去といった、藻場保全の取組を推進する必要があります。

14 森林でなかった土地での植林、育成林・天然生林の整備・保全、たい肥等の有機物の施用による農地の土づくり、都市緑化等が対象

【 目指すべき環境の姿 】

森林における二酸化炭素吸収量を、**2030 年度は、43 万 t-CO₂**
2040 年度は、98 万 t-CO₂とします。

〈目標設定の考え方〉

- 国では、2020（令和 2）年 10 月に地球温暖化計画を改定し、2030（令和 12）年度の森林における二酸化炭素吸収量を 0.38 億 t-CO₂（森林吸収量 0.31 億 t-CO₂、伐採木材製品 0.07 億 t-CO₂）とし、各種政策を推進しています。
 また、2025（令和 7）年 2 月の改定では、2040（令和 22）年度の森林における二酸化炭素吸収量を 0.72 億 t-CO₂とされました。
- 本県としても、国が目標とする二酸化炭素吸収量と本県の森林面積や県産材供給量を踏まえ、2022（令和 4）年に 2030（令和 12）年度吸収量の目標を従前の 16 万 t-CO₂から 43 万 t-CO₂に引き上げました。
 今回の計画では、2040（令和 22）年度吸収量を 98 万 t-CO₂とする目標を新たに設定することとしました。

【 取組の方向性 】

●多様で健全な森林の整備・保全

- ◆ 森林経営計画による森林整備の実施を進めるとともに、国の森林環境譲与税を活用した森林経営管理制度により、多様で健全な森林整備・保全を進めます。
- ◆ ボランティア団体等の活動を支援するとともに、新たな担い手の確保を図るため、イベントの開催や普及啓発を行います。



▲植樹イベントの様子

●低コストで安定的な県産材供給体制の整備

- ◆ ドローンによる資源量調査など、スマート林業を推進し、林業収益力の向上を図ります。
- ◆ スマート林業を実践できる人材の育成を推進し、林業収益力の向上を図ります。

●県産材の利用促進

- ◆ 人工乾燥材の導入等を支援し、品質が確かな製材品等の安定的な生産・供給体制を強化します。
- ◆ 公共建築物や土木工事における県産材利用を促進します。
- ◆ 県産材利用に助成することで、住宅や民間施設での県産材利用を促進します。
- ◆ 木づかい運動等による県産材製品の普及促進を図ります。

●環境保全型農業の推進

- ◆ たい肥の施用や緑肥の作付等に加え、バイオ炭の施用により、土づくりと併せた炭素貯留を推進します。



▲たい肥の散布

●市街地における緑化の推進

- ◆ 県民のニーズに対応した都市公園の整備を進めます。
- ◆ 地域における都市緑化のモデルとなる取組を支援します。
- ◆ 地域の緑化活動のリーダーとなる緑と花のまちづくり推進員を養成し、推進員が行う緑化の普及啓発活動を支援します。
- ◆ 街路樹の維持管理を適切に行います。

●森林吸収量のクレジット化の推進

- ◆ 県有林での J クレジットの発行及び販売を行うとともに、民有林（市町や森林組合等が管理する森林）での森林整備の取組が進むよう普及啓発を行います。

●ブルーカーボン生態系の維持・増大

- ◆ 海洋環境の変化等による藻場への影響をモニタリング調査により継続的に把握するとともに、ブルーカーボン生態系としても重要な藻場の維持・増大に向けたソフト・ハード両面での取組を官民連携により推進します。

石川県環境総合計画素案

参考 2

【 行動目標 】

No	指標名	基準値		目標値	
8	間伐等実施面積	4,796ha (2024 年度)	➡	4,368ha (2030 年度)	
9	主伐・再造林面積	104ha (2024 年度)	➡	175ha (2030 年度)	
10 再掲	環境保全型農業の取組面積	9,662ha (2024 年度)	➡	18,000ha (2032 年度)	
11	緑の基本計画の策定市町数	12 市町 (2025 年度)	➡	17 市町 (策定対象となる市町) (2030 年度)	



④ 県庁における温室効果ガスの排出削減（県庁グリーン化率先行動プラン）

【現 状】

- 本県では、県が率先して温室効果ガスの排出削減に取り組むため、県庁グリーン化率先行動プラン（平成 12 年 3 月）を策定し、これに基づく施策を講じてきました。2013（平成 25）年度と比較した 2024（令和 6）年度の実績は以下のとおりです。（図 7 参照）

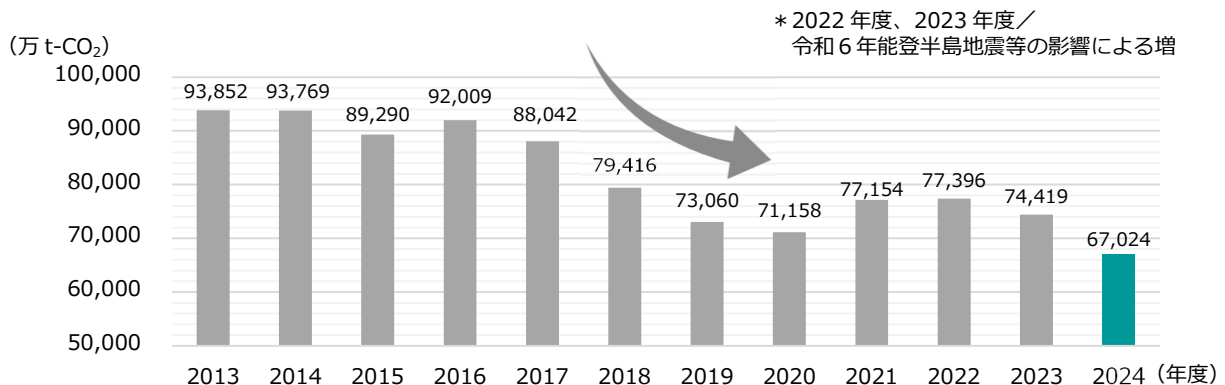


図 7 県庁における二酸化炭素排出量の推移

- 本庁舎では、廊下部分の空調停止、空調運転時間の短縮、庁舎照明の LED 化、省エネ型自動販売機の導入など行い、節電に努めています。
- 工業試験場や能登空港ターミナルビル、いしかわ動物園などの施設では、太陽光発電設備を、砂防堰堤では、小水力発電設備（民間事業者が実施）を導入しているほか、下水処理場において、温室効果ガスであるメタンガスを活用したバイオマス発電を導入することで、温室効果ガスの排出削減に努めています。
- その他、昼休み・時間外等の不要な照明の消灯、両面印刷や片面使用済みコピー用紙の再利用の徹底、出先機関におけるいしかわ事業者版／工場・施設版環境 ISO 登録などの取組により、温室効果ガスの排出削減・廃棄物の減量化等に努めています。

石川県環境総合計画素案

参考 2

【課 題】

- 県庁全体において、率先して省エネ・省資源・リサイクルや再生可能エネルギーの導入に取り組んでいく必要があります。（表 4 参照）

表 4 県庁グリーン化率先行動プランの取組結果

行動目標		2013 (平成 25) 年度実績		2024 (令和 6)年度実績	
ア 省資源、省エネルギーの推進					
①電気使用量の削減	エネルギー使用量 (CO ₂ 換算)	69,700 t-CO ₂	エネルギー使用量 (CO ₂ 換算)	47,567 t-CO ₂	(▲33%)
	電気	110,635 MWh	電気	110,364 MWh	(±0%)
②冷暖房用等 燃料使用量の削減	エネルギー使用量 (CO ₂ 換算)	20,192 t-CO ₂	エネルギー使用量 (CO ₂ 換算)	15,600 t-CO ₂	(▲23%)
	A重油	4,450 kL	注) A重油	2,206 kL	(▲50%)
	灯油	2,453 kL	灯油	2,247 kL	(▲8%)
	都市ガス	735 千m ³	注) 都市ガス	1,771 千m ³	(+141%)
	プロパンガス	58 千m ³	プロパンガス	60 千m ³	(+3%)
③公用車の 燃料使用量の削減	エネルギー使用量 (CO ₂ 換算)	4,182 t-CO ₂	エネルギー使用量 (CO ₂ 換算)	3,858 t-CO ₂	(▲8%)
	ガソリン	1,574 kL	ガソリン	1,523 kL	(▲3%)
	軽油	206 kL	軽油	126 kL	(▲39%)
④水使用量の削減		982 千m ³		931 千m ³	(▲5%)
イ 廃棄物の減量化及びリサイクルの推進					
⑤可燃ごみ排出量の削減		1,328 t		1,389 t	(+5%)
⑥用紙類の使用量の削減		144,067 千枚		121,644 千枚	(▲16%)
二酸化炭素排出量の削減		93,852 t-CO ₂	67,204 t-CO ₂		(▲28%)

注) 温室効果ガスの排出が多いA重油から、より排出の低い都市ガスへの切り替えを行い、環境負荷の低減を図りました。

【 目指すべき環境の姿 】

2030 年度の温室効果ガス排出量を **60%削減**します。
2035 年度の温室効果ガス排出量を **70%削減**します。
2040 年度の温室効果ガス排出量を **80%削減**します。 (いずれも 2013 年度比)

〈目標設定の考え方〉

- 国自らの取組を定めた政府実行計画では、2030（令和 12）年度の温室効果ガス排出量を 2013（平成 25）年度比 50%削減することを目標としています。
 また、2025（令和 7）年 2 月の改定において、2030（令和 12）年度目標（50%）の直線的な経路として、2035（令和 17）年度 65%、2040（令和 22）年度 79%削減する目標を新たに設定しました。
- 県は、率先して取組を推進するため、県庁全体で、2030（令和 12）年度における温室効果ガス排出量を、国を上回る 2013（平成 25）年度比 60%削減を目標としました。
 今回の計画では、省エネ・再エネ設備や環境配慮型自動車の導入目標等に基づき、2035（令和 17）年度を 70%、2040（令和 22）年度を 80%とする削減目標を新たに設定することとしました。

【 取組の方向性 】

- 県庁グリーン化率先行動プランの目標の達成に向けて、県庁全体で主に次の取組を実行します。

〈県有施設の省エネ化等の推進〉

●省エネ・再エネ設備の導入等

- ◆ 2030（令和 12）年度までに設置可能な県有施設の 50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指します。
- ◆ 太陽光発電設備の設置については、災害対応拠点施設や避難施設への導入を優先し、PPA モデルの活用も検討しながら、2040（令和 22）年度までに 100%の設置を目指します。
- ◆ ペロブスカイト太陽電池について、従来型の太陽電池では、設置が困難な耐荷性能の低い屋根や建物壁面等への導入が可能となることから、県有施設への導入を率先して進めます。
- ◆ 太陽光発電の更なる有効利用及び災害時のレジリエンス強化のため、蓄電池を積極的に導入します。

▼直江庁舎



- ◆ リースや PFI 等の手法を活用し、費用の平準化を図りながら、既存設備を含めた県有施設全体の LED 照明の導入割合を 2030（令和 12）年度までに 100%とすることを目指します。
- ◆ 施設の新築にあたっては、原則、ZEB Oriented^{※15} 相当以上とし、2030（令和 12）年度までに新築建築物の平均で ZEB Ready^{※16} 相当を目指すとともに、再生可能エネルギーの導入に努めます。
- ◆ 2030（令和 12）年度以降については、建築物の特性や技術開発状況等を踏まえ、更に高い省エネ性能を目指します。
- ◆ 施設の改修時には、可能な限り、最新の省エネ設備の導入や断熱化等を図り、ZEB Ready 相当を目指すとともに、再生可能エネルギー設備の導入に努めます。
- ◆ 再生可能エネルギーの導入や省エネの徹底を図った上で、2030 年度までに県全体で調達する電力の 60%以上を再生可能エネルギー由来電力とすることを目指します。
- ◆ 2040（令和 12）年度までに、民間部門の脱炭素電源の調達状況を考慮し、調達する電力の 80%以上を脱炭素電源由来の電力とするものとし、目標達成に向けて、調達する電力の排出係数の低減に継続的に取り組みます。

●県有施設全体での環境配慮の推進

- ◆ いしかわ事業者版／工場・施設版環境 ISO の運用を通じて、省エネ・省資源化の取組を推進します。

〈公用車の省エネ化の推進〉

●環境配慮型自動車の導入

- ◆ 公用車については、今後の新規導入・更新を全て環境配慮型自動車とし、既存車両を含め、2030（令和 12）年度までに全ての自動車を環境配慮型とすることを目指します（代替可能な環境配慮型がない場合等のほか、警察及び特殊車両を除く）。
- ◆ より環境性能の高い電気自動車やプラグインハイブリッド自動車、充電設備の環境導入に努めます。
- ◆ 近距離の移動が多い機関では、可能な限り、電気自動車を導入します。
- ◆ 災害時における非常用電源確保に向けて、災害対応拠点施設（土木・農林事務所等）への電気自動車や V2H の設置を促進します。

●自動車利用の抑制

- ◆ 公用車等の効率的利用等を図るとともに、公用車の使用実態等を踏まえ、台数の削減を図ります。
- ◆ 出張時は、可能な限り、公共交通機関を利用することを促します。
- ◆ 自動車の使用抑制にもつながるフレキシブルワークを推進します。

（参考）

ZEB（ゼブ）とは、net Zero Energy Building の略称で、消費する年間の一次エネルギー消費量（断熱使用、設備毎等により定められる標準的な一次エネルギー消費量で、省エネルギー基準は 2016 年）をゼロにすることを旨とした建築物

15 Net Zero Energy Building Oriented の略称で、延べ面積 10,000 m²以上の建築物で、再生可能エネルギーを除き、基準一次エネルギー消費量から規定（建物用途別で 30%～40%）以上の一次エネルギー消費量が削減され、かつ省エネルギー効果が高いと見込まれ公表された未評価技術を導入した建築物

16 Net Zero Energy Building Ready の略称で、再生可能エネルギーを除き、省エネ技術で基準一次エネルギー消費量の 50%以上を削減している建築物

〈各庁舎における省エネ化・省資源化〉

●電気、冷暖房等燃料使用量の削減

- ◆ 空調の室内温度の適正化及び適正運転の徹底に努めます。
- ◆ 昼休みや時間外等での不要な照明の消灯に努めます。

●定時退庁日における定時退庁の徹底

- ◆ 消灯による電気使用量の削減にもつなげる定時退庁を一層推進します。

●水使用量の削減

- ◆ 洗面、食器洗い及び洗車等における水使用の抑制に努めます。
- ◆ 定期的な点検により、漏水の防止を徹底します。

●プラスチックごみの削減

- ◆ 率先して使い捨てプラスチックごみの削減に努めます。

●可燃ごみの削減

- ◆ 職場におけるごみの分別・リサイクル、可燃ごみの削減を徹底します。

●食品ロスの削減

- ◆ 消費期限等の近い商品の割引販売や小盛メニューの提供など、県庁の食堂や売店における食品ロスの削減に努めます。

●用紙の使用量の削減

- ◆ 会議資料の電子化など、ペーパーレス化を推進します。

●グリーン購入の推進

- ◆ 物品は、原則、石川県エコ・リサイクル認定製品、エコマーク、グリーンマーク等を含む石川県グリーン購入調達方針に基づき、調達します。

●デコ活^{※17}を通じた職員に対する脱炭素型ライフスタイルの奨励

- ◆ 太陽光発電や環境配慮型自動車の導入を始めとするデコ活アクションの実践など、脱炭素型ライフスタイルへの転換に寄与する取組を進めます。

17 脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動の愛称で、二酸化炭素（CO₂）を減らす（DE）脱炭素（Decarbonization）と環境に良いエコ（Eco）を含む“デコ”と活動・生産を組み合わせた言葉



石川県環境総合計画素案

参考 2

【 行動目標 】

No	指標名	基準値		目標値
12	太陽光発電設備の設置率 ※導入可能な施設に占める割合	38 % (2024 年度)	➡	50%以上 (2030 年度)
13	LED 照明の導入率	22 % (2024 年度)	➡	100% (2030 年度)
14	再生可能エネルギー調達電力の割合	—	➡	60% (2030 年度)
15	公用車の環境配慮型自動車の導入率 ※代替可能な環境配慮型自動車がない場合のほか警察、特殊車両を除く	41 % (2024 年度)	➡	100% (2030 年度)
16	電気使用量 ※指定管理者制度導入施設含む	110,364MWh (2024 年度)	➡	87,200MWh (2030 年度)
17	冷暖房用等の燃料使用量 ※指定管理者制度導入施設含む	15,600t-CO ₂ (2024 年度)	➡	13,800t-CO ₂ (2030 年度)
18	公用車の燃料使用量 ※指定管理者制度導入施設含む	3,858t-CO ₂ (2024 年度)	➡	2,750t-CO ₂ (2030 年度)
19	水使用量 ※指定管理者制度導入施設含む	931 千m ³ (2024 年度)	➡	870 千m ³ (2030 年度)
20	可燃ごみの排出量 ※指定管理者制度導入施設含む	1,389t (2024 年度)	➡	1,090t (2030 年度)
21	用紙類の使用量 ※指定管理者制度導入施設含む	121,644 千枚 (2024 年度)	➡	102,000 千枚 (2030 年度)

2 気候変動の影響への適応

【現 状】

- 石川県（金沢市）の年平均気温は、100 年あたりで 1.8℃上昇しており、2025（令和 7）年の平均気温は 16.3℃、年間猛暑日は 9 日となっています。
- 今後、温室効果ガスの排出量がどのようなシナリオをとったとしても、少なくとも今世紀半ばまでは世界の平均気温は上昇し、気候変動の影響のリスクが高くなることが予測されています。
- 現状を上回る地球温暖化対策が取られないという前提条件のもとで気象庁が行った 21 世紀末の予測^{※18}は以下のとおりです（4℃上昇シナリオの場合）。
 - 石川県では、
 - 年平均気温が約 4.4℃上昇します。（図 8、9 参照）
 - 日最高気温 35℃以上となる猛暑日が年間 1 日から約 21 日に増加します。
 - 日最低気温 0℃未満となる冬日が年間約 51 日から約 5 日となります。
 - 北陸地方では、傘を差していても濡れるような雨（1 時間降水量 30mm 以上）の年間発生回数が約 2.7 倍に増加します。
 - 東日本の日本海側では、年最深積雪が平均で約 82%減少します。

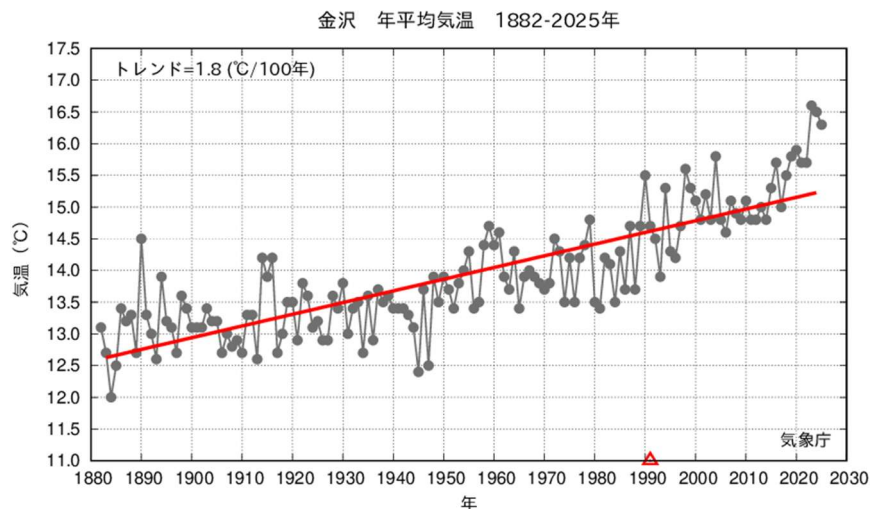


図 8 金沢市の年間平均気温

出典：気象庁

18 20 世紀末（1980 年から 1999 年の平均）と比較した 21 世紀末（2076 年から 2095 年）の予測

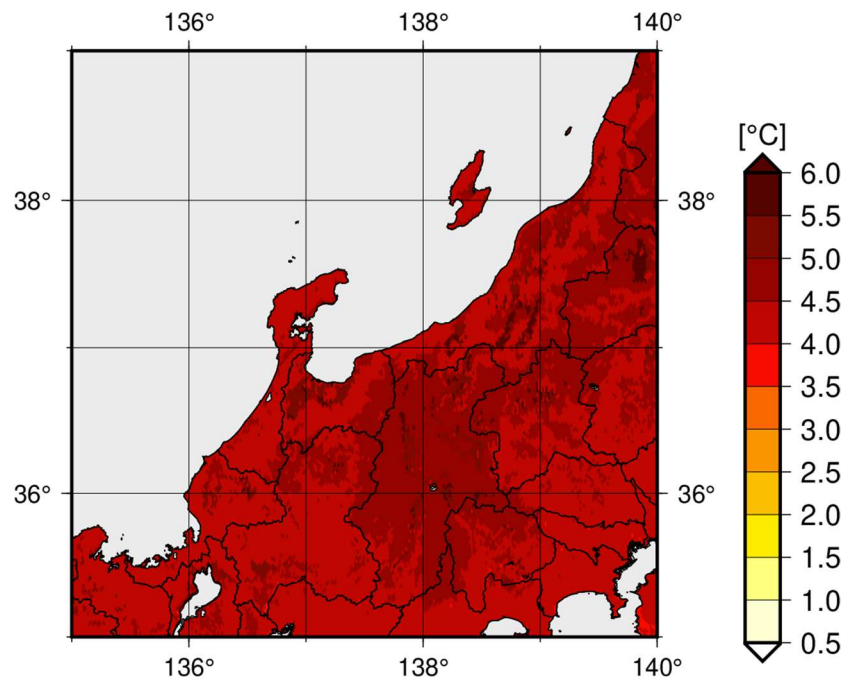


図9 年平均気温の将来予測（4℃上昇シナリオ）
（20 世紀末 ▶ 21 世紀末）

出典：気象庁

洪水発生リスク



文部科学省及び気象庁気象研究所によると、2024（令和6）年9月21日から22日に石川県能登で発生した大雨（令和6年奥能登豪雨）においては、地球温暖化がなかったと仮定した場合に比べて総雨量が増加していたことが分かりました。

この結果は、石川県能登の大雨において、地球温暖化に伴う気温上昇によって雨量が増加した可能性を示しています。

夏季の気温上昇

2025（令和7）年6月16日には、県内（小松市）で最も早く、猛暑日を観測（1978年以来、47年ぶりの更新）したほか、同年8月4日には同市で日最高気温40.3℃を観測し、県内での観測史上最高気温を更新しました。

- 気候変動の影響の対応には、温室効果ガスの排出削減により、その影響を「緩和」する対策のほか、現在すでに生じており、また将来激化すると予測される被害の防止・軽減等を図る「適応」があります。緩和策と適応策は、車の両輪と位置付けられます。（図 10 参照）



出典：環境省

図 10 緩和と適応の関係

気候変動



気候は定常的なものではなく、太陽活動の変動や火山噴火などの自然の影響に加え、温室効果ガスの排出や森林伐採などの人間活動による影響により、変化、変動しています。このような変化や変動を広く「気候変動」と呼んでいます。

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の第六次評価報告書では、人間の活動による影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことに疑いの余地はなく、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において広範囲かつ急速な変化が現れていることが示され、干ばつや豪雨など極端現象の頻度や強度の増加など様々な影響とリスクが増加し、将来はさらに増加すると指摘されています。

緩和策の効果が現れるには長い時間がかかり、また、緩和策が十分に取られ、仮に、パリ協定の目標が達成されたとしても、そのときの気候は、現在よりも温暖化が進行しています。気候変動の影響から私たちの生活を守るためにも、被害の防止・軽減を図る適応策を同時に行っていく必要があります。

IPCC（Intergovernmental Panel on Climate Change）

世界気象機関（WMO）及び国連環境計画（UNEP）により、各国政府の気候変動に関する政策に科学的な基礎を与えることを目的に 1988 年に設立

出典：IPCC 第六次評価報告書の概要（2021（令和 3）年 IPCC）

- 本県において現在生じている、もしくは将来生じる可能性がある気候変動の影響は以下のとおりです。

【農林水産業】

- 気温上昇により、米やぶどう、トマト等の収量・品質が低下する被害が生じており、今後も影響が出る恐れがあります。
- 日本海の海水温上昇により、スルメイカやブリ、サワラなどの分布域に変化がみられているほか、七尾湾では、貧酸素水塊の発生や天然トリガイ資源の減少などの被害が生じており、漁業への影響が懸念されています。

【水環境・水資源】

- 湖沼等の水環境について、将来的な水温上昇に伴い、水質の変化が生じる可能性が考えられます。
- 将来的な降水や降雪の変化に伴い、地下水を含む水資源への影響が考えられます。

【自然生態系】

- 高山帯・亜高山帯では、将来的な気温上昇に伴い、高山植物の開花時期の早期化や多年性雪渓の減少・消失の可能性が考えられます。
- ライチョウの生息適地の減少が指摘されています。
- 積雪量の減少等の影響により、イノシシの生息域が県内全域に拡大しています。
- ヒョウモンダコやガンガゼ類、アイゴやブダイ類などの南方種の増加、北方種であるムツサングなどのイシサング類や「カジメ」と呼ばれているコンブ目の褐藻類の減少が認められています。



▲カジメ（ツルアラメ）

【自然災害】

- 気温上昇に伴う極端な大雨の発生頻度や雨量の増加により、洪水発生及び土砂災害発生リスクの上昇が示唆されています。
- 海面上昇や台風の強度の増加により、高潮や海岸侵食のリスクの上昇が示唆されています。
- 石川県では、1時間降水量 50mm 以上の短時間強雨の発生頻度が増加しており、道路通行止めなどが発生し、交通網に支障が生じています。

【健康】

- 夏季の気温上昇に伴い、熱中症による救急搬送者数が増加傾向にあります。
- 国内において、デング熱、チクングニア熱等の感染症を媒介するヒトスジシマカの分布域が北上しています。

【課 題】

- 地球温暖化に伴って激化すると考えられる気象を想定した対応に、引き続き、取り組む必要があります。
- 国等との連携により、気候変動に関する情報の収集と県民等への提供を進める必要があります。

【 目指すべき環境の姿 】

- 気候変動の影響に対する適応策の推進を通じて、被害が防止・軽減され、安全・安心な暮らしが確保されています。

【 取組の方向性 】

● 気候変動の影響に対する適応策の推進

【農林水産業】

- ◆ 米について、高温の影響を受けにくい品種の作付拡大や県立大学等との連携による新品種の開発を行うほか、その他の農作物についても、新技術の開発・普及に取り組めます。
- ◆ 安定生産支援システム^{※19}を活用した能登とり貝（養殖トリガイ）の安定出荷や海洋環境の変化に対応した藻場造成を推進します。



▲ 新品種の開発（水稻）

【水環境・水資源】

- ◆ 湖沼等の公共用水域の水質を監視します。
- ◆ 地下水位や地盤変動の状況を監視します。

【自然生態系】

- ◆ 高山帯および亜高山帯、ブナ帯でのモニタリングを継続して実施します。
- ◆ ライチョウの種の保存に貢献するため、いしかわ動物園での飼育・繁殖に取り組めます。
- ◆ 有害鳥獣捕獲の担い手となる狩猟者の確保・育成を図るため、狩猟セミナーや捕獲技術習得研修等を実施します。

【自然災害】

- ◆ 全国各地で集中豪雨による災害が激甚化・頻発化している状況を踏まえ、流域の関係機関と一体となって、ハード・ソフト両面から流域治水対策に取り組めます。
- ◆ 水害を未然に防ぐため、堤防整備や河川の拡幅などの抜本的な対策を行うとともに、即効性のある堆積土砂の除去等に取り組めます。
- ◆ 水害時の逃げ遅れを防ぐため、国が示す最大規模の降雨を想定した洪水浸水想定区域図の作成・周知や避難時間を確保するための堤防舗装の実施等に取り組めます。
- ◆ 高潮・高波による海岸侵食に備え、海岸保全施設の維持管理を行うとともに、沖合施設や海岸防災林の計画的な整備を推進します。
- ◆ 土砂流出の恐れがある溪流において治山ダムの整備に取り組めます。
- ◆ 土石流・地すべり等に備え、市町と連携した警戒避難態勢の強化を推進します。
- ◆ 防災訓練による災害対応力強化や防災フェア等で災害への備えを啓発するなど、防災意識向上に継続的に取り組めます。

19 海水温などを自動観測し、生産者に通知するシステム

- ◆ 「外国人のための防災ガイドブック」等を活用し、外国人住民の防災対応力の向上を図ります。
- ◆ 県政出前講座の開催や防災情報等をわかりやすく解説したリーフレットを、本格的な梅雨前に県内全世帯配布するなど、住民の防災意識向上に継続的に取り組みます。

【健康】

- ◆ 熱中症の予防策や注意点について、関係機関と情報交換するとともに、民間企業とも連携し、県民に対する周知徹底を図ります。
- ◆ 熱中症リスクへの対応強化を図るため、熱中症特別警戒アラート発表時以外においても指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）の利用促進を図るとともに、県内の施設情報を一元的にデジタルマップ化し、情報発信を強化します。
- ◆ 蚊媒介感染症について、関係機関と連携し、会議・研修会の開催や予防方法等の普及啓発等の対策を行います。



▲クーリングシェルター（金沢市役所）

●気候変動の予測、影響及び適応策等に関する情報の収集・提供

- ◆ 県庁関係部局による連絡会において、各分野における適応情報を収集するとともに、国や他県の動向等の情報を共有します。
- ◆ 国や金沢地方気象台との連携により、本県における気候変動の予測等の情報収集を行います。
- ◆ 石川県気候変動適応センターにおいて、県民や事業者が適応策を検討・実施する際に役立つ、気候変動予測やその影響、各分野の適応策等について、積極的な情報発信を行います。
- ◆ 再生可能エネルギーによる発電電力の自家消費や、付帯設備としての蓄電池や燃料電池等の活用について、脱炭素化のほかに、自立分散型電源として、災害時のレジリエンス向上に寄与することを周知し、普及促進を図ります。（再掲）

下線は、新たな目標や取組など改定のポイント

第2章 循環型社会の形成



1 廃棄物等の排出抑制

【現 状】

(石川県の状況)

- 一般廃棄物・産業廃棄物の排出量は、減少傾向にあるものの、近年はやや横ばいとなっています。
- 一般廃棄物（ごみ）の排出量は 36 万 1 千トン（2024 年度）と、2015 年度の 42 万 1 千トンと比べて 6 万トン減少（14%減）しています。（図 11 参照）

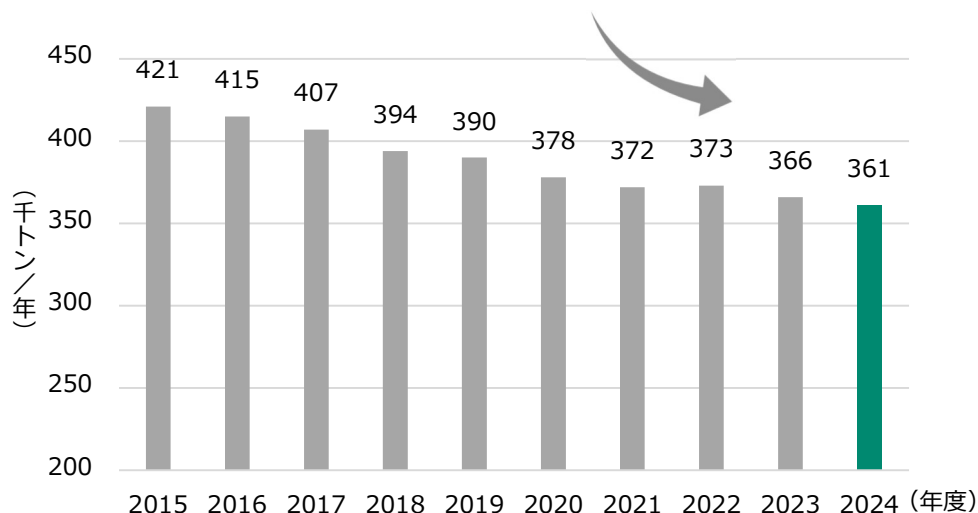


図 11 一般廃棄物（ごみ）排出量の推移

- 1 人 1 日当たりのごみ排出量は 898 グラム（2024 年度）と、2015 年度の 995 グラムと比べて 97 グラム減少（10%減）しています。
- 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ※20 排出量は 483 グラム（2024 年度）と、2015 年度の 533 グラムと比べて 50 グラム減少（9%減）しています。

20 一般廃棄物（ごみ）から、事業系ごみ、集団回収量、資源ごみ等を除いた廃棄物（家庭系の燃やすごみ・埋立てごみの合計）

- 産業廃棄物の排出量は 297 万トン（2024 年度）と、2015 年度の 333 万トンと比べて 36 万トン減少（11%減）しています。（図 12 参照）

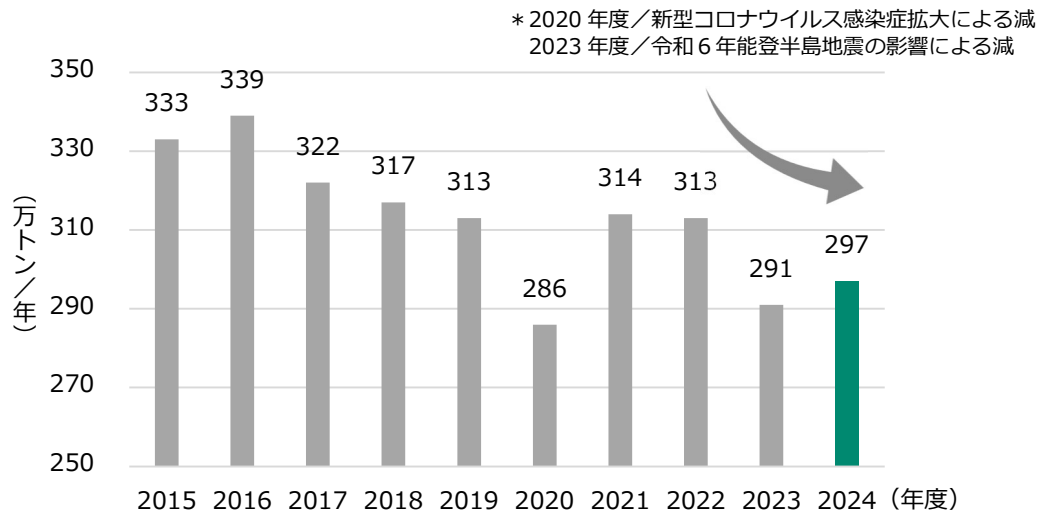


図 12 産業廃棄物排出量の推移

- 国内における食品ロス^{※21}は、464 万トン（2023 年度）と推計されており、1 人 1 日当たり「おにぎり約 1 個分（約 102g）の食べ物」が、捨てられている計算となります。
* 食品ロス量（農林水産省・環境省 2023 年度推計）
事業系由来：231 万トン（49%）
家庭系由来：233 万トン（51%）
- プラスチックは、ひとたび海洋に流出すると長期間にわたり環境中にとどまることから、生態系や漁業などへの影響が懸念され、プラスチックごみによる海洋汚染が世界的な課題となっています。
- 家庭ごみに占めるプラスチックの割合及び産業廃棄物の廃プラスチック類の排出量は、近年では、横ばいとなっています。
- 漂着ごみの状況は、個数別では、プラスチック類が最も多く、全体の約 9 割を占めています。重量別では、自然物である流木が最も多く、次いでプラスチック類が全体の約 2 割を占めています。（図 13 参照）
- 2020（令和 2）年に実施した食育に関する県民意識調査結果では、食品ロス削減に取り組む割合が約 9 割（86.2%）となっています。

21 まだ食べることができるのに廃棄されている食品

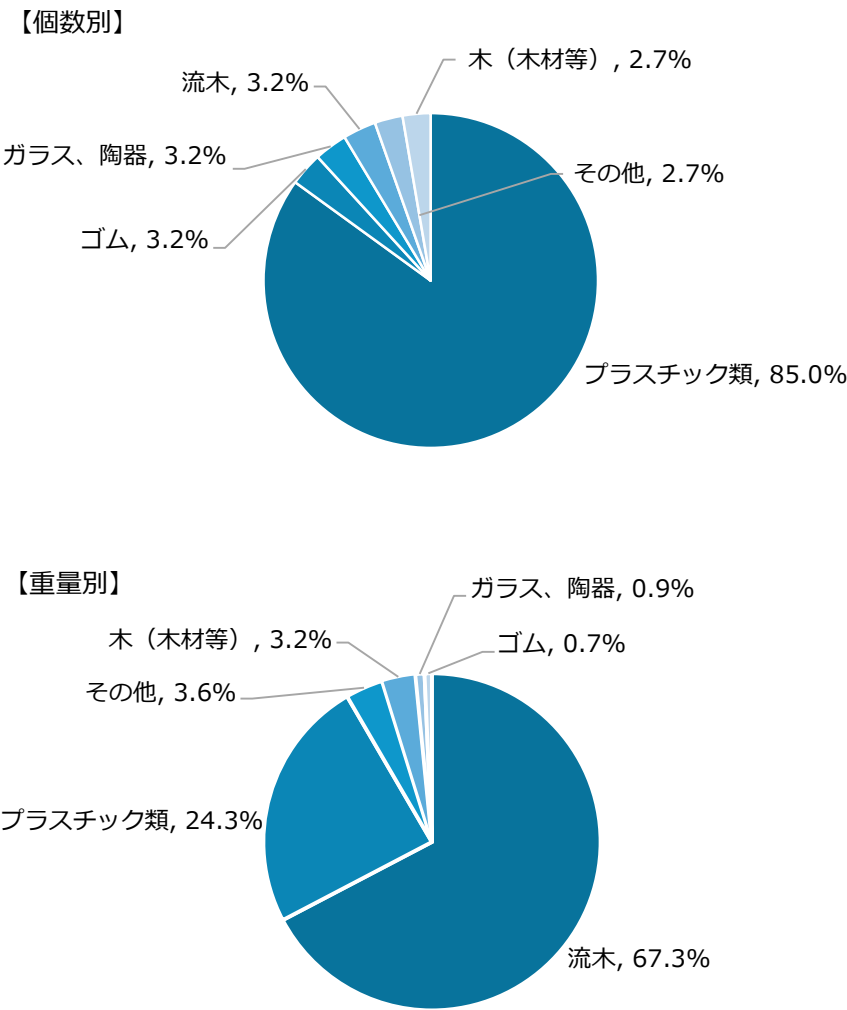


図 13 本県の海岸漂着ごみの状況（2024 年度）

【課 題】

- 環境への負荷ができる限り低減される循環型社会を形成するためには、県民、事業者、行政などのあらゆる主体が一体となって3R（リデュース・リユース・リサイクル）+リニューアブルに取り組み、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する「サーキュラーエコノミー（循環経済）」への移行を推進する必要があります。

*3R（スリーアール）+リニューアブル

- リデュース（Reduce：廃棄物等の排出抑制）
- リユース（Reuse：循環資源※22の再使用）
- リサイクル（Recycle：循環資源の再生利用）
- リニューアブル（Renewable：再生可能な資源への切替え等）

リニューアブル（Renewable）



直訳すると「再生可能な」という意味で、再生不可能な資源から再生可能な資源に替えることを指します。例えば、プラスチック製の文具を植物などの再生可能な資源を原料とするバイオマスプラスチック製に替えることがリニューアブルの取組の一つです。

国は、2019年5月にプラスチック資源循環戦略を策定し、再生不可能な資源から再生可能資源に置き換えて持続可能性を高めるリニューアブルを含めた3R+リニューアブルの基本原則が掲げられました。

リニューアブルの取組を進めることにより、製造時などの温室効果ガス排出量の削減のほか、鉱物資源の採取・生産時等における生物多様性や自然への影響を低減することにも繋がります。

- 私たちが日常生活において分別を徹底し、資源化に心がけ、燃やすごみや埋立ごみを減らす必要があります。
- 事業者は、ライフサイクル※23全体で資源循環の徹底に努めるとともに、拡大生産者責任※24を踏まえて、製品等が廃棄物等となった後の適正な循環利用・処分に係る取組や情報提供などに努める必要があります。
- 食品ロスの削減は、県民、事業者、行政などの、あらゆる主体が一体となって取り組む必要があります。
- 不必要な使い捨てのプラスチック製容器包装・製品など、プラスチックごみの排出抑制の組を強化する必要があります。

22 廃棄物等のうち有用なもの

23 経済社会の物質フローについて、「資源確保、生産、流通、使用、再使用、再資源化、廃棄等」の全ての段階

24 拡大生産者責任（EPR：Extended Producer Responsibility）：自ら生産する製品等について、生産者が、資源の投入、製品の生産・使用の段階だけでなく、廃棄物等となった後まで一定の責務を負うという考え方

【 目指すべき環境の姿 】

- 「循環型社会」への転換をさらに進めるため、従来の一方通行型の経済活動から、生産活動や消費活動などのあらゆる段階で資源の効率的・循環的な利用を図るサーキュラーエコノミー（循環経済）へ移行しています。（図 14 参照）



図 14 サークュラーエコノミー（循環経済）への移行

【 取組の方向性 】

● 県民における廃棄物等の排出抑制の推進

- ◆ 多様な主体と連携した普及啓発を行い、サーキュラーエコノミー（循環経済）への移行を促進します。
- ◆ イベントやセミナーの開催のほか、ホームページ、テレビ・ラジオ等を活用し、排出抑制を優先した「3R+リニューアブル」の必要性や取組方法等について、普及啓発を行います。
- ◆ 一般廃棄物の排出・処理状況及び処理に要した経費の動向や市町による集団回収への助成、ごみの有料化・分別方法及びリサイクル先の公表の状況などについて、県民へ情報提供を行います。
- ◆ 家庭ごみの削減に向けて、プラスチック、空き瓶、空き缶などの資源の分別排出の推進や店頭回収など、多様な回収ルートを整備の促進と周知を図ります。
- ◆ いしかわ版環境 ISO（家庭版・地域版・学校版）の取組を推進します。
- ◆ 人・社会・環境に配慮した消費行動であるエシカル消費^{※26}を推進します。
- ◆ ごみ捨て前の水切り運動の周知、生ごみ処理機等の購入助成など、市町による生ごみ減量化の取組を推進します。



▲「食品ロス削減」&「使い捨てプラスチック削減」キャンペーン

25 循環資源の全部又は一部であって、燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものを、熱を得ることに利用すること。サーマルリサイクルともいう

26 消費者それぞれが各自にとっての社会的課題の解決を考慮することや、そうした課題に取り組む事業者を応援しながら費活動を行うこと

●事業者における廃棄物等の排出抑制の推進

- ◆ 高度なリサイクル技術（ケミカルリサイクル※27）を活用するなど再生資源を用いた再製品化への取組を支援します。
- ◆ 3R 推進アドバイザーの派遣や 3R 事例集の公表により、事業活動における「3R+リニューアブル」の必要性や取組方法に関する情報提供を行います。
- ◆ 廃棄物処理の専門家の協力を得て、排出事業者と処理業者による意見交換会を行うなど、個別の助言・提案等の機会を創出します。
- ◆ 多量に廃棄物を排出する事業者による排出抑制の計画的な取組を促進します。
- ◆ 産業廃棄物の排出抑制や減量化の取組を促進するため、マニュアル等による周知を図ります。
- ◆ 排出抑制をはじめとした「3R+リニューアブル」に関する優良事業者を顕彰します。
- ◆ レジ袋やアメニティ・カトラリーなどの使い捨てプラスチックを削減するため、スーパー、ドラッグストア等の小売店やホテル、旅館等の宿泊施設などとの協定の締結を進めます。（再掲）
- ◆ いしかわ事業者版／工場・施設版環境 ISO を見直し、事業者が簡易に温室効果ガスの排出量や省エネ・再エネ設備等の導入効果を見える化できる環境を整備します。（再掲）

●食品ロスの削減の推進

- ◆ 美味しいいしかわ食べきり協力店登録制度により、食べきりを基本としながら、やむを得ない場合は持ち帰るなど、飲食店等における食品ロス削減の取組を推進し、県民の食品ロス削減に対する意識啓発を図ります。
- ◆ 県民の食品ロス削減に対する意識醸成を図るため、食べきり運動（さんまる いちまる 30・10 運動※28 等）やエコクッキング等の使いきり対策などの県民運動を推進します。
- ◆ 食品製造過程で発生した規格外品の販売等、事業者独自の食品ロス削減の取組を推進します。
- ◆ 民間団体や市町等が行うフードバンクやフードドライブ活動を支援します。
- ◆ 多様な主体と連携した食品ロス削減の取組を推進します。
- ◆ 食品ロス削減に取り組む県民の増加を図ります。

●プラスチックごみの排出抑制の推進

- ◆ 県民、事業者、市町などと連携し、使い捨てのプラスチック製容器包装・製品の使用削減を推進します。（再掲）
- ◆ レジ袋やアメニティ・カトラリーなどの使い捨てプラスチックを削減するため、スーパー、ドラッグストア等の小売店やホテル、旅館等の宿泊施設などとの協定の締結を進めます。（再掲）
- ◆ 廃プラスチック類の排出抑制や減量化の取組を促進するため、専門アドバイザーの派遣やマニュアル等による周知を図ります。
- ◆ 廃プラスチック類の資源循環に係る処理体制の充実を図ります。



27 プラスチックを化学的に分解し、原料に戻し、再度プラスチックを合成すること

28 宴席において、開始 30 分間と終了前の 10 分間は自分の席で料理を楽しみ、食べ残しを減らす運動

石川県環境総合計画素案

参考 2

【 行動目標 】

▲使い捨てプラスチックの削減に関する啓発ポスター



No	指標名	基準値		目標値
22	1 人 1 日当たりのごみ排出量	898g (2024 年度)	➡	830g (2030 年度)
23	1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量	483g (2024 年度)	➡	440g (2030 年度)
24	1 人 1 日当たりのごみ焼却量	657g (2024 年度)	➡	580g (2030 年度)
25 再掲	いしかわ家庭版環境 ISO の認定家庭数	143,930 家庭 (2025 年度)	➡	180,000 家庭 (2030 年度)
26 再掲	いしかわ事業者版／工場・施設版環境 ISO の登録事業所数	1,077 事業所 (2025 年度)	➡	1,800 事業所 (2030 年度)
27	美味しいいしかわ食べきり協力店の登録店舗数	1,547 店舗 (2025 年度)	➡	1,800 店舗 (2030 年度)

コラム



生ごみの減量

家庭から排出される生ごみは、燃えるごみの約 30%を占め、その約 80%は水分であるとされています。多くの水分を含む生ごみは、焼却にあたり多くのエネルギーが必要となり、多くの二酸化炭素が発生します。

市町では、生ごみ減量化の取組として、ごみ捨て前の生ごみの水切り運動の周知、生ごみ処理機等の購入助成を行っています。

家庭でできる燃やす一般ごみの減量法

生ごみの水切り、もう一絞り

私たちの生活から出るごみのうち30%が生ごみ。
また、生ごみの80%が水分と言われています。
生ごみをごみ袋に入れる前に「もう一絞り」して「水分」をしっかりと抜きましょう。

野菜や果物の茎は、ザルに並べたり、古新聞にくるんだりして風通しの良い場所に置いておくと水分を減らせます。

水切りは、手で絞るのが一番効果的ですが、抵抗のある方は空きびんやCDなどを使ってください。

白山市では、生ごみ処理機等の購入補助があります。ぜひ、ご検討を！

《白山市》

**野々市市家庭用生ごみ処理機等
購入費補助金**

SDGsをはじめよう

家庭から出される生ごみの減量や堆肥化による循環型社会の構築のため、生ごみ処理機等の購入費用の一部を補助します。

対 象	以下の要件を全て満たす方が対象となります ①市内に住所があり、かつ居住している方 ②処理機等を常に良好な状態で維持管理できる方 ③減量化または堆肥化した生ごみを適正に処理できる方
対象機器・ 基 数	(1) 生ごみ処理機 (1世帯につき1基まで) 機械的に水分の調整を行うことにより、生ごみの容積を減少させ、又は生ごみを堆肥化させる機器 (2) 生ごみ処理容器 (1世帯につき2基まで) 微生物の働きにより生ごみを分解して堆肥化するための容器 ※未使用の機器 ※申請時において購入した日から1年以内の機器 ※生ごみ処理機及び生ごみ処理容器をそれぞれ購入する場合は各1基まで ※ディスプレイ等は対象外
補助金額	生ごみ処理機等本体の購入費用(税込)の2分の1 ※生ごみ処理機は上限3万円、生ごみ処理容器は上限3,000円、100円未満は切り捨て ※ポイントやクーポン等による割引額を除く ※前売りの付属品、設置に係る作業費、配送料、送料、搬送手数料等は対象外

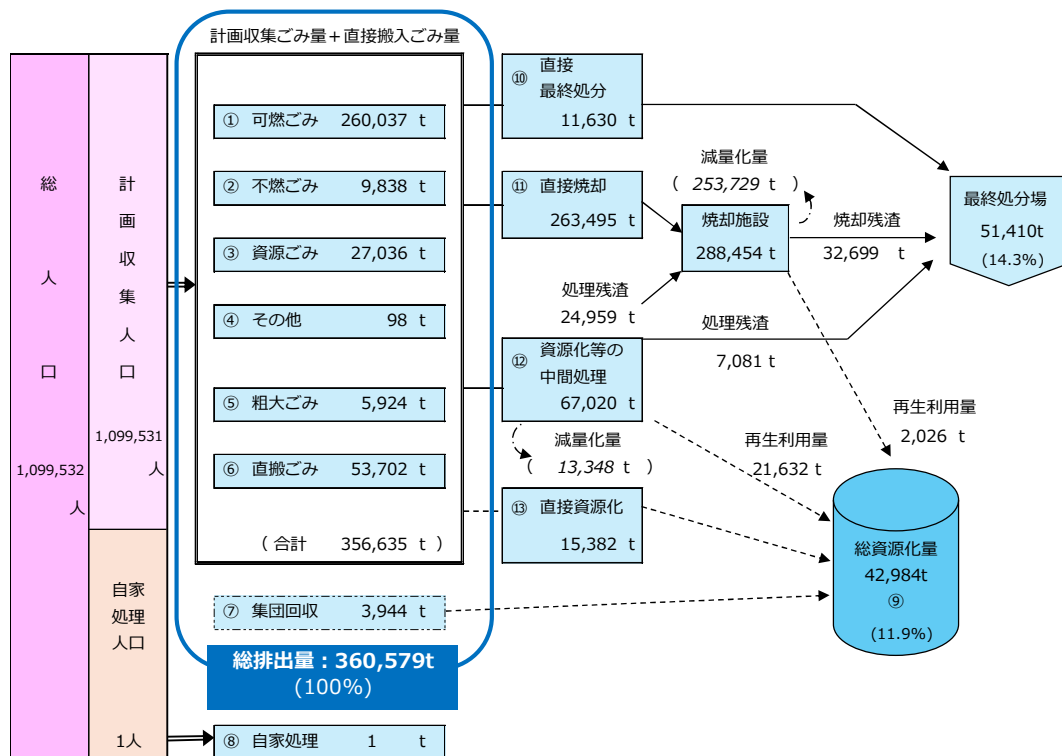
《野々市市》

2 循環資源の再使用、再生利用・熱回収

【現 状】

(石川県の状況)

- 一般廃棄物（ごみ）の再生利用率※₂₉は 11.9%（2024 年度）と、2015 年度の 14.4%と比べて減少していますが、店頭回収が実施されるなど、市町の計画収集以外での資源化の取組が行われています。
- 市町等の一般廃棄物処理施設のうち、資源化施設は 10 施設あります。また、焼却施設が 10 施設あり、全ての施設で熱回収（余熱利用を含む）が行われており、このうち発電についても 5 施設で行われています（2024 年度末現在）。

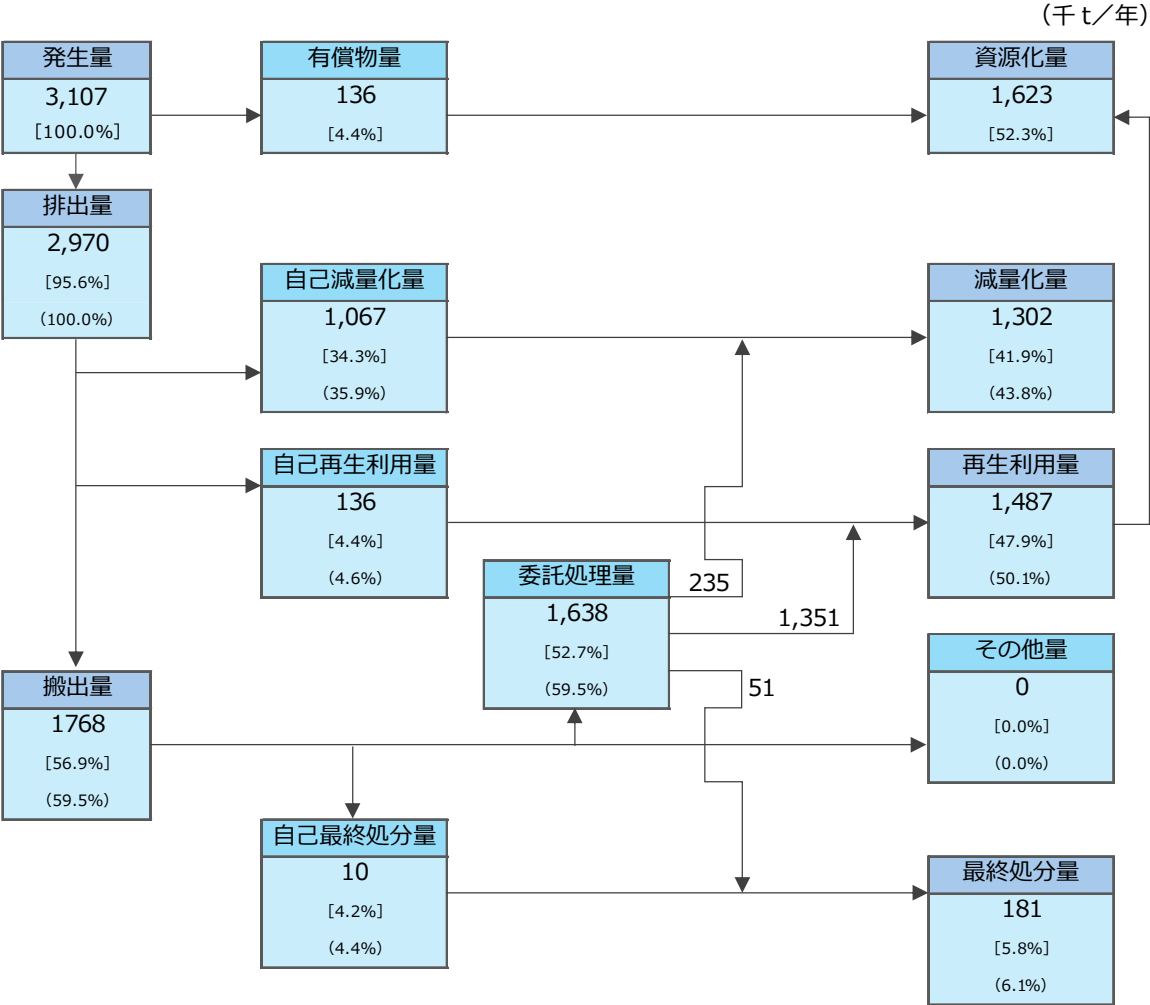


(参考) 一般廃棄物（ごみ）の処理状況（2024 年度）

- 産業廃棄物の再生利用率は 50%（2024 年度）と、2015 年度の 57%と比べてほぼ横ばいとなっています。
- 産業廃棄物の種類別では、がれき類及び汚泥の再生利用量が多くなっています。

29 総排出量に対する総資源化量の割合であり、小売事業者等が独自に行っている店頭等での回収は含まれない

- 産業廃棄物処理施設のうち、がれきや木くずなどの資源化施設が 155 施設あります。また、焼却施設が 12 施設ありますが、そのうち 3 施設で熱回収が行われており、このうち発電についても 1 施設で行われています（2025 年 4 月現在）。



[] 内の数値は、発生量に対する割合

() 内の数値は、排出量に対する割合

図表の数値については、四捨五入しているため総数と個々の数値の合計が一致しないものがあります。

(参考) 産業廃棄物の処理状況 (2024 年度)

- 循環資源の種類ごとの状況は次のとおりです。

【容器包装廃棄物】

- 2024 年度の市町の分別収集実績は約 16 千トンでした。

【製品プラスチック】

- プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（プラ新法）に基づき、1 市町で分別収集が行われています。

【特定家庭用機器^{※30}】

- 家電リサイクル法に基づき、3 か所の指定引取場所で引き取られています。

【使用済小型家電^{※31}】

- 鉄やアルミニウム、貴金属、レアメタルなどの多種多様な有用金属が含まれており、これらは全ての市町において回収されています。

【使用済自動車】

- 自動車リサイクル法に基づき、自動車メーカーなどによる再資源化が行われています。

【下水汚泥、食品廃棄物、家畜排せつ物等】

- 減量化処理やバイオマス発電等による有効利用が行われています。

【建設副産物】

- コンクリートやアスファルト、建設発生木材などの建設副産物については、9 割以上の高い再資源化率を達成しています。

- 石川県エコ・リサイクル認定製品は、県内で発生した循環資源を利用し、県内で製造加工及び販売されている製品であり、2026 年 3 月現在、85 製品が認定されています。

30 廃家電 4 品目（①エアコン、②ブラウン管テレビ及び液晶テレビ・プラズマテレビ、③冷蔵庫・冷凍庫、④洗濯機・衣類乾燥機）

31 使用済小型電子機器等のこと。効率的な収集運搬が可能で、再資源化が特に必要な 28 品目（携帯電話、ラジオ、電話機、プリンタ、電卓など）

【課 題】

- 再使用・再生利用・熱回収により、循環資源の有効利用を一層推進する必要があります。
- 市町の実情に応じ、ごみ減量化の取組と合わせてリサイクルの推進に取り組む必要があります。
- 循環資源の種類ごとの課題は次のとおりです。
 - 【容器包装廃棄物】
 - 分別収集及び再商品化が確実に実施されるよう、市町等による指定法人ルート※³² への引渡しの推進と、県民に対する多様な回収ルートの周知を図る必要があります。
 - 【製品プラスチック】
 - 市町は、製品プラスチックの分別収集を推進する必要があります。
 - 【特定家庭用機器】
 - 適正な処分に関する家電リサイクル制度の周知が必要です。また、不用品回収業者等が無届で有害使用済機器※³³ を保管・処分しないよう監視する必要があります。
 - 【使用済小型家電】
 - 有用金属が確実に回収される認定事業者等※³⁴ への引渡しを推進する必要があります。
 - 【使用済自動車】
 - 不法投棄、不適正保管されることがないように監視、指導するとともに、県民などに自動車リサイクル制度の周知を図る必要があります。
 - 【下水汚泥、食品廃棄物、家畜排せつ物等】
 - より一層の有効利用を図る必要があります。
 - 【建設副産物】
 - 建設副産物については、排出量自体が多いため、工事現場における発生材の分別と有効利用をさらに徹底する必要があります。
- 石川県エコ・リサイクル認定製品の更なる利用促進が必要です。

32 国の指定を受けた法人により、分別収集された容器包装廃棄物が、確実かつ円滑に再商品化されるルート

33 使用が終了し、収集された電気電子機器（廃棄物を除く）のうち、その一部が原材料として相当程度の価値を有し、かつ、適正でない保管又は処分が行われた場合に人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるもの

34 適正なリサイクルを実施する者として国の認定を受けた事業者等

【 目指すべき環境の姿 】

- 循環資源の再使用、再生利用・熱回収の徹底により、貴重な資源やエネルギーとして、有効利用されています。

【 取組の方向性 】

● 循環資源の有効利用の推進（総合的な取組）

- ◆ 市町や民間等が行うリユース活動の周知を図ります。
- ◆ 市町等による資源化施設や熱回収施設の整備に当たっては、資源の循環利用や有効活用が十分に図られるよう、必要となる技術的助言を行います。
- ◆ 市町が、他の市町等と連携して行うごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化に取り組む際には、国の動向を踏まえつつ、必要となる助言や調整に努めます。

● 循環資源の有効利用の推進（種類別の取組）

【容器包装廃棄物】

- ◆ 容器包装リサイクル法の普及啓発を行い、分別排出の徹底を推進します。
- ◆ 分別収集促進計画を定期的に見直すとともに、市町に対し、容器包装リサイクル制度に基づく指定法人ルートの積極的な活用を促します。
- ◆ 資源回収の機会を増やすため、店頭回収など、多様な回収ルートの周知を図ります。

【製品プラスチック】

- ◆ ホームページ等により、製品プラスチックの分別収集について普及啓発を行います。
- ◆ 市町における製品プラスチックの分別収集を促進します。

【特定家庭用機器】

- ◆ ホームページ等により、家電リサイクル制度について周知します。
- ◆ 不用品回収業者が不適正に有害使用済機器を保管・処分しないよう、市町と連携して指導します。

【使用済小型家電】

- ◆ 市町による使用済小型家電の回収及び認定事業者等と連携した小売店等への引渡しを推進します。
- ◆ 不用品回収業者が不適正に有害使用済機器を保管・処分しないよう、市町と連携して指導します。

【使用済自動車】

- ◆ 自動車リサイクルシステムの活用により、不適正処理が行われないよう監視するとともに、関連事業者に指導を行います。
- ◆ 解体業者等による適正処理とリサイクルを推進するとともに、県民等に制度の周知を図ります。

【下水汚泥】

- ◆ 汚泥の有効利用率の向上のため、流域下水道においても有効利用に努めるほか、下水道管理者（市町）へ働きかけます。

【食品廃棄物等】

- ◆ 食品リサイクルの普及啓発を行います。
- ◆ 循環型社会づくりのための施設整備に対する資金融資制度により、バイオマス化を含む再生利用施設の整備を促進します。
- ◆ 民間団体や市町等が行うフードバンクやフードドライブ活動を支援します。（再掲）



▲フードドライブの様子

【家畜排せつ物】

- ◆ 家畜排せつ物の管理の適正化及び有効利用の推進に係る啓発を行います。
- ◆ 家畜排せつ物の処理施設整備に対する支援を行います。

【建設副産物】

- ◆ 建設副産物に係る実態調査を実施します。
- ◆ 建設リサイクル法の普及啓発を行います。

●環境に配慮した製品等の優先的な調達

- ◆ 県内で発生した循環資源を利用し、製品化したもののうち、基準を満たすものを石川県エコ・リサイクル製品として認定し、リサイクル産業の育成を図ります。
- ◆ 公共工事において、建設副産物の発生の抑制、再利用の促進、適正処理を行います。
- ◆ 石川県エコ・リサイクル認定製品の利用を促進するため、ホームページやイベント、工事設計者等に向けた製品の説明会の開催などにより、周知を図るとともに、県発注工事等での優先的な使用に努めます。
- ◆ 石川県グリーン購入調達方針に基づき、リサイクル製品の積極的な利用に努めます。
- ◆ リサイクル製品を購入するなど、人・社会・環境に配慮した消費行動であるエシカル消費を推進します。

【 行動目標 】



No	指標名	基準値		目標値
28	一般廃棄物の最終処分量	51 千トン (2024 年度)	➡	40 千トン (2030 年度)
29 再掲	1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量	483g (2024 年度)	➡	440g (2030 年度)
30	産業廃棄物の最終処分量	181 千トン (2024 年度)	➡	72 千トン (2030 年度)
31	下水汚泥の有効利用率	85.3% (2024 年度)	➡	90% (2030 年度)

3 適正な処分

【現 状】

(石川県の状況)

- 一般廃棄物の最終処分量は 5 万 1 千トン（2024 年度）となっています。2021 年度まで減少傾向にありましたが、2022 年度以降やや増加しています。（図 15 参照）

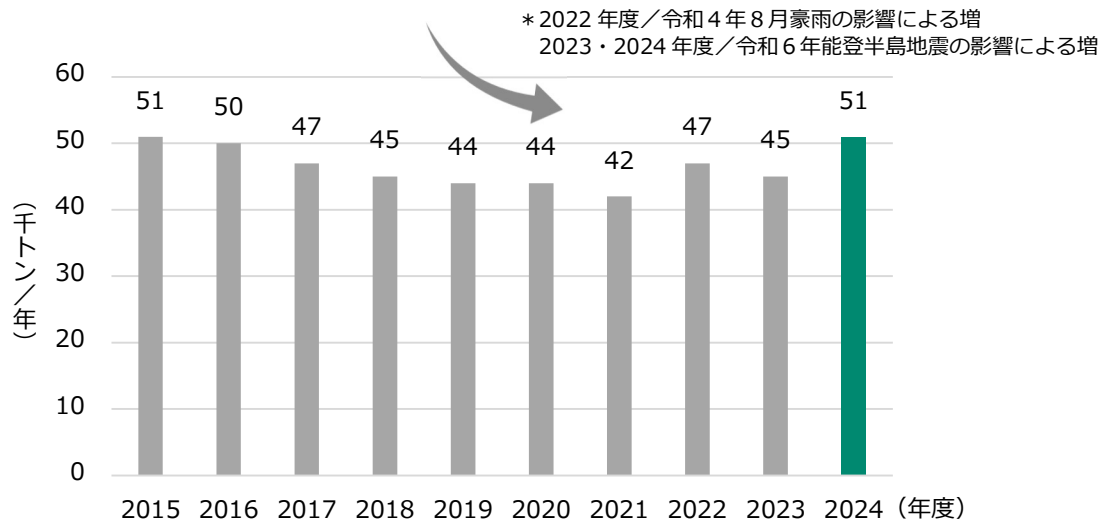


図 15 一般廃棄物の最終処分量の推移

- 産業廃棄物の最終処分量は 18 万 1 千トン（2024 年度）となっています。2020 年度まで横ばいでしたが、2021 年度以降、電気業から排出される石炭灰の輸出による再生利用量の変化に伴い、大きく変動しています。（図 16 参照）

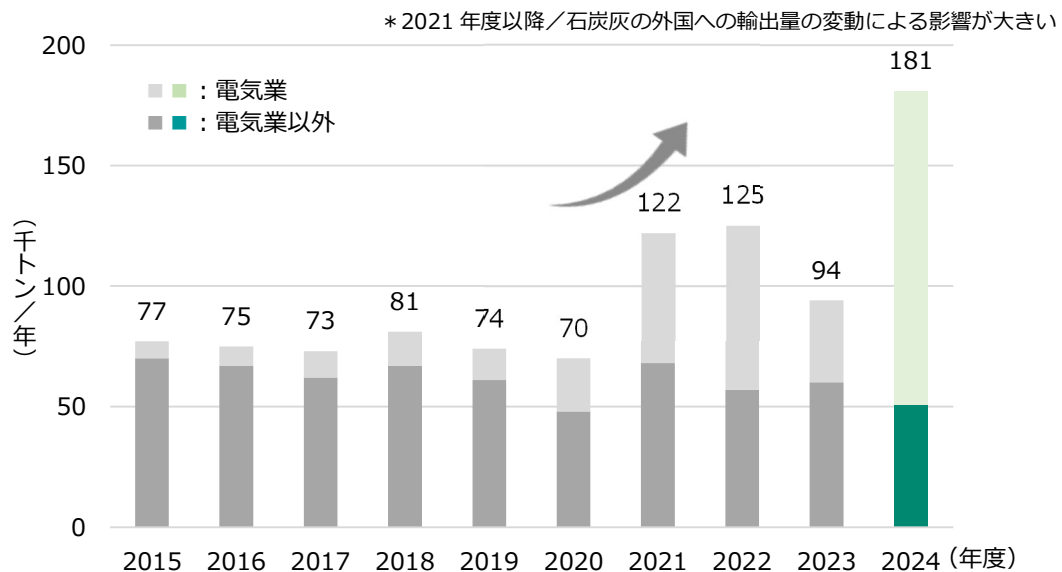


図 16 産業廃棄物の最終処分量の推移

- 市町等の一般廃棄物の最終処分場は、2025 年 3 月現在、18 施設が設置されています。
- 一般廃棄物最終処分場の残余年数は、県全体で約 39 年（2024 年度末現在）です。
- 産業廃棄物の最終処分場（事業者自らの処分場除く）は、2024 年 3 月現在、6 施設が設置されています。
- 産業廃棄物最終処分場の残余年数は、管理型処分場で約 10 年、安定型処分場で約 23 年（2023 年度末現在）です。
- 排出事業者や処理業者による不法投棄などの不適正処理の撲滅には至っていません。
- 産業廃棄物の適正処理の透明性の確保や事務の効率化などを図ることができる電子マニフェストの捕捉率は 60%となっています。
- 優良産業廃棄物処理業者^{※35}は、2025 年 3 月現在、県内に事業所を有する 52 社が認定を受けています。
- PCB 廃棄物及び PCB 使用製品については、2024 年度末現在、291 事業場で保管されています。
- 本県が、国の補助金を活用して市町と連携しながら回収した海岸漂着物の量（木造船含む）は、2025 年度は、約 590 トンでした。

35 産業廃棄物処理業の実施に関し優れた能力及び実績を有する産業廃棄物処理業者として認定された者

- 近年、令和 6 年能登半島地震をはじめ、全国的な大規模災害の頻発により、災害廃棄物の問題が顕在化しています。
- 県及び市町では、大規模災害等に備えた災害廃棄物処理の計画を策定しています。

【課題】

- 市町等による計画的な一般廃棄物最終処分場の整備により、最終処分場の残余年数を確保していく必要があります。
- 一般廃棄物は、将来的には、人口減少等により、排出量の削減が見込まれることから、中長期的な視点での安定的・効率的な廃棄物処理体制のあり方も検討していく必要があります。
- 産業廃棄物の排出抑制や循環利用を進めたとしても、最終処分すべき廃棄物が残るため、適正に処分するための施設が必要であり、県民の理解を得ながら、円滑に施設の整備を促進する必要があります。
- 産業廃棄物の排出量を削減するためには、排出事業者責任の徹底を図るとともに、処理業者における更なる適正処理を進める必要があります。
- 電子マニフェストの使用促進により、適正処理の透明性の確保などを図る必要があります。
- 産業廃棄物の適正処理を確保するため、排出事業者が優良な処理業者を選択できるようにする必要があります。
- PCB 廃棄物及び PCB 使用製品について、PCB 特措法^{※36}に基づき、確実かつ適正に処分する必要があります。
 - * 処分期間（石川県の場合）
 - （1）高濃度 PCB 廃棄物・使用製品：処分期間終了
 - （2）低濃度 PCB 廃棄物・使用製品：2027 年 3 月 31 日まで
- 海洋ごみ対策として、陸域から海洋へのごみの流出を防止するため、ごみの削減や適正処理を推進する必要があります。
- 令和 6 年能登半島地震及び奥能登豪雨における災害廃棄物処理に関する経験を、今後の対応に活かす必要があります。

36 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

【 目指すべき環境の姿 】

- 廃棄物が適正に処理されるとともに、災害時においても適正かつ円滑・迅速に処理されることにより、生活環境が保全され、安全・安心な暮らしが確保されています。

【 取組の方向性 】

〈適正処理の推進〉

● 一般廃棄物の適正処理の推進

- ◆ 市町等に対して、一般廃棄物の適正な処理等に関する技術的助言を行います。
- ◆ 市町が、他の市町等と連携して行うごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化に取り組む際には、国の動向を踏まえつつ、必要となる助言や調整に努めます。（再掲）
- ◆ 県民に対し、ごみ拾いや環境美化活動への積極的な参加を呼びかけます。

● 適正な処理に資する産業廃棄物処理施設の整備促進

- ◆ 産業廃棄物処理施設整備に対する資金融資制度により、施設の整備を支援します。
- ◆ 廃棄物処理施設を設置する事業者に対して、石川県廃棄物適正処理指導要綱に基づく適正な施設の整備を指導します。

● 産業廃棄物の適正処理の推進

- ◆ 産業廃棄物の排出事業者や処理業者に対する講習会を開催し、遵法意識の向上を図ります。
- ◆ インターネット等による情報提供や出前講座等による県民・事業者への啓発活動を行います。
- ◆ 処理業者等に対して、石川県廃棄物適正処理指導要綱に基づき、適正処理を指導します。
- ◆ 電子マニフェスト操作体験セミナーを開催するなど、電子マニフェストの使用促進を図ります。
- ◆ 排出事業者に対し、優良産業廃棄物処理業者認定制度の周知を行います。
- ◆ 各種セミナー等を開催し、優良基準への適合を目指す産業廃棄物処理業者を支援します。
- ◆ 関係団体と連携しながら、適正処理を推進するとともに、資源循環に資する廃棄物処理の高度化を促進します。



▲プラスチック資源循環セミナー

●PCB 廃棄物等の適正処理の推進

- ◆ PCB 廃棄物及び PCB 使用製品の確実かつ適正な処理を指導します。

●海洋ごみの円滑かつ適正な処理等

- ◆ 市町等と連携し、海岸漂着物や、漁業者が回収した漂流・海底ごみの処理を推進します。
- ◆ 関係機関と連携し、ポイ捨て・不法投棄の撲滅や清掃活動など、陸域での廃棄物の適正処理の取組を推進します。
- ◆ 県民に対し、海岸清掃活動への参加を呼び掛けるなど、海岸漂着物の現状について認知度の向上を図るとともに海洋ごみの原因となる廃棄物の発生抑制と適正処理の普及啓発を行います。
- ◆ いしかわ我がまちアドプト制度を通じて、道路、河川等における清掃活動を支援し、海へのごみの流出を抑制します。
- ◆ クリーンビーチいしかわなどのボランティアによる海岸・河川・湖沼等での清掃活動を支援します。
- ◆ 定期的に海岸漂着物の調査を実施します。
- ◆ 国を通じて、沿岸諸国に海洋ごみの流出防止を働きかけます。

▼海岸漂着物調査の様子



〈災害廃棄物の処理〉

●令和 6 年能登半島地震等を踏まえた災害廃棄物の処理体制の充実

- ◆ 石川県地域防災計画や地震被害想定の見直しを踏まえ、県の災害廃棄物処理計画の改定を行います。
- ◆ 市町における災害廃棄物処理計画の見直しの支援を行います。
- ◆ 平時から市町や関係機関、関係団体との連携や災害廃棄物の処理に係る人材育成等を図り、災害廃棄物が適正かつ円滑・迅速に処理できるように体制を構築します。
- ◆ 大規模災害の発生に備え、国・県・市・関係団体で構成する、大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会において、県外自治体等との協力支援体制を構築します。

●災害廃棄物の適正処理

- ◆ 災害廃棄物の処理にあたっては、生活環境の保全等に留意するとともに、可能な限り分別、選別、再生利用等を行い、最終処分量の低減に努めます。

【 行動目標 】



No	指標名	基準値		目標値
32 再掲	一般廃棄物の最終処分量	51 千トン (2024 年度)	➡	40 千トン (2030 年度)
33 再掲	産業廃棄物の最終処分量	181 千トン (2024 年度)	➡	72 千トン (2030 年度)
34	電子マニフェストの捕捉率	59.6% (2023 年度)	➡	75% (2030 年度)
35	クリーンビーチいしかわの参加者数	50,501 人 (2024 年度)	➡	100,000 人 (2030 年度)
36	災害廃棄物処理計画の見直し件数	—	➡	県及び全市町 (2030 年度)

コラム



災害廃棄物処理

令和 6 年能登半島地震では、約 11.6 万棟、同年 9 月の令和 6 年奥能登豪雨では、約 1,900 棟の住家が被害を受け、膨大な災害廃棄物が発生しました。

(1)基本方針の策定等

県では、環境省と連携し、2024 年 2 月に災害廃棄物処理の基本方針及び災害廃棄物処理実行計画を策定し、公費解体を 2025 年 10 月末、災害廃棄物処理を 2026 年 3 月末までに完了することを目標としました。その後、公費解体の申請棟数の増加や様々な課題に対応するため、公費解体加速化プランを策定し、関係機関と総力を挙げて取り組みました。

(2)公費解体の推進

公費解体にあたっては、県と災害時応援協定を締結していた（一社）石川県構造物解体協会に協力を要請し、最大 1,256 班の解体班により、解体・撤去を進めました。

(3) 災害廃棄物の処理

廃棄物処理については、県と災害時応援協定を締結していた（一社）石川県産業資源循環協会に協力を要請し、仮置場の設置・運営や運搬・処分を実施しました。また、大量に発生する災害廃棄物を迅速かつ円滑に処理するため、陸上輸送に加え、海上輸送や鉄道貨物輸送も用いて、広域処理を進めました。

(4) 進捗状況

県では、関係機関が参加する県工程管理会議を開催し、課題共有や調整を行いながら進捗管理を実施しました。

こうした取組の結果、土砂崩れなどにより、解体に着手できない建物や大規模な建物などの別管理建物を除き、2025 年末で 42,385 棟の解体が完了しました。



【仮置場】珠州市



【海上輸送】（穴水町）



【鉄道貨物輸送】（金沢市）

4 不適正処理の防止

【現 状】

(石川県の状況)

- 産業廃棄物の不法投棄、不適正保管、不法焼却等の不適正処理事案は 19 件（2023 年度）と、2014 年度の 40 件と比べて減少しています。
- 2023 年度に不適正処理された産業廃棄物は、全国と同様、建設系廃棄物が大半を占めています。
- 特定家庭用機器の不法投棄は、減少傾向にあります。撲滅には至っていません。2023 年度は 70 台と、2014 年度の 380 台と比べて減少しています。

【課 題】

- 不法投棄等の不適正処理を未然に防止するため、監視・指導等に係る体制の強化が必要です。
- 不法投棄等の拡大防止のためにも早期発見・早期対応が必要です。



▲不法投棄



▲不適正保管

【 目指すべき環境の姿 】

- 廃棄物の不法投棄などの不適正処理による環境汚染や景観破壊が生じることなく、安全・安心な暮らしが確保されています。

【 取組の方向性 】

● 不適正処理の早期発見・早期対応

- ◆ 不法投棄 110 番により、県民等からの情報収集に努めます。
- ◆ 県内 4 保健福祉センターに配置した産業廃棄物監視機動班による監視・指導の強化を図ります。
- ◆ 産業廃棄物に係る立入検査権限を付与するため、市町職員を県職員に併任するとともに、研修会などを通じて、資質の向上を図ります。
- ◆ 県警本部、海上保安部、関係市、建設業協会等の関係団体による不法処理防止連絡協議会において、不法投棄防止対策に関する連携を図ります。
- ◆ 関係機関や市町と連携し、スカイパトロールなどの取組を行います。
- ◆ 不適正処理の行為者が特定された場合には、早期に原状回復を図るよう指導を行います。
- ◆ ドローンや監視カメラを活用し、不適正処理の早期発見・早期対応に努めます。



▲ 不適正処理現場（ドローン撮影）

● 排出事業者や産業廃棄物処理業者における適正処理等の推進

- ◆ 排出事業者の処理責任の徹底を図るため、排出事業者に対する立入検査等を行います。
- ◆ 産業廃棄物の排出事業者や処理業者に対して、講習会を開催し、遵法意識の向上を図ります。（再掲）
- ◆ 講習会などを通じて、建設業者等の元請業者や土地所有者における責任の明確化に関する周知を図ります。
- ◆ 産業廃棄物処理業者に対する立入検査を実施し、適正処理を確保するため、監視指導を行います。
- ◆ 建設系廃棄物の不適正処理を未然に防止するため、建設系廃棄物の適正保管・処理に関する指導を行います。
- ◆ 電子マニフェスト操作体験セミナーを開催するなど、電子マニフェストの使用促進を図ります。（再掲）
- ◆ 排出事業者に対し、優良産業廃棄物処理業者認定制度の周知を行います。
- ◆ 各種セミナー等を開催し、優良基準への適合を目指す産業廃棄物処理業者を支援します。（再掲）
- ◆ 市町及び関係機関などと連携し、不適正に処理された産業廃棄物の環境修復に努めます。

【 行動目標 】

No	指標名	基準値		目標値	
37 再掲	電子マニフェストの捕捉率	59.6% (2023 年度)	➡	75% (2030 年度)	

—行動目標一覽—

行動目標一覧

参考3

第1章 地球環境の保全

1 豊かな暮らしや地域経済に資するカーボンニュートラルの推進

① 県民、事業者等による温室効果ガスの排出削減

No	指標名	基準値	目標値	【参考】前回の目標値
1	●ゼロエネ住宅アドバイザー認定者数	243人 (2024年度)	300人 (2030年度)	200人 (2025年度)
2	●新築住宅に占める『ZEH』の割合	7.6% (2024年度)	30% (2030年度)	—
3	●いしかわ家庭版環境ISO認定家庭（エコファミリー）数	143,930家庭 (2025年度)	180,000家庭 (2030年度)	120,000家庭 (2025年度)
4	●いしかわ事業者版／工場・施設版環境ISOの登録事業所数	1,077事業所 (2025年度)	1,800事業所 (2030年度)	1,000事業所 (2025年度)
5	●乗用車における環境配慮型自動車の占める割合 (EV, PHV, FCV, HV)	22% (2024年度)	40% (2030年度)	26% (2025年度)
6	●EV, PHV, FCVの普及台数	6,945台 (2024年度)	15,500台 (2030年度)	6,400台 (2025年度)
7	●環境保全型農業の取組面積	9,663ha (2024年度)	18,000ha (2032年度)	—

行動目標一覧

参考3

③緑化・森林・林業における二酸化炭素の吸収・固定

(再掲)

No	指標名	基準値	目標値	【参考】前回の目標値
8	●間伐等実施面積	4,796ha (2024年度)	4,368ha (2030年度)	4,026ha以上 (2025年度)
9	●主伐・再造林面積	104ha (2024年度)	175ha (2030年度)	—
10	●環境保全型農業の取組面積	9,663ha (2024年度)	18,000ha (2032年度)	—
11	●緑の基本計画の策定市町数	12市町 (2024年度)	17市町 (策定対象となる市町) (2030年度)	12市町 (策定対象となる市町) (2025年度)

行動目標一覧

参考3

④ 県庁における温室効果ガスの排出削減（県庁グリーン化率先行動プラン）

No	指標名	基準値	目標値	【参考】前回の目標値
新 12	●太陽光発電設備の設置率 ※導入可能な施設に占める割合	38% (2024年度)	50%以上 (2030年度)	—
新 13	●LED照明の導入率	22% (2024年度)	100% (2030年度)	—
新 14	●再生可能エネルギー調達電力の割合	—	60% (2030年度)	—
新 15	●公用車の環境配慮型自動車の導入率 ※代替可能な環境配慮型自動車が無い場合のほか警察、特殊車両を除く	41% (2024年度)	100% (2030年度)	—
16	●電気使用量 ※指定管理者制度導入施設含む	110,364MWh (2024年度)	87,200MWh (2030年度)	103,700MWh (2025年度)
17	●冷暖房等の燃料使用量 ※指定管理者制度導入施設含む	15,600t-CO ₂ (2024年度)	13,800t-CO ₂ (2030年度)	16,715t-CO ₂ (2025年度)
18	●公用車の燃料使用量 ※指定管理者制度導入施設含む	3,858t-CO ₂ (2024年度)	2,750t-CO ₂ (2030年度)	2,900t-CO ₂ (2025年度)
19	●水使用量 ※指定管理者制度導入施設含む	931千m ³ (2024年度)	870千m ³ (2030年度)	890千m ³ (2025年度)
20	●可燃ごみの排出量 ※指定管理者制度導入施設含む	1,389t (2024年度)	1,090t (2030年度)	1,110t (2025年度)
21	●用紙類の使用量 ※指定管理者制度導入施設含む	121,644千枚 (2024年度)	102,000千枚 (2030年度)	127,000千枚 (2025年度)

行動目標一覧

参考3

第2章 循環型社会の形成

1 廃棄物等の排出抑制

No	指標名	基準値	目標値	【参考】前回の目標値
22	●1人1日当たりのごみ排出量	898g (2024年度)	830g (2030年度)	880g
23	●1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	483g (2024年度)	440g (2030年度)	440g
 24	●1人1日当たりのごみ焼却量	657g (2024年度)	580g (2030年度)	—
(再掲) 25	●いしかわ家庭版環境ISO認定家庭数	143,930家庭 (2025年度)	180,000家庭 (2030年度)	120,000家庭
(再掲) 26	●いしかわ事業者版／工場・施設版環境ISOの登録事業所数	1,077事業所 (2025年度)	1,800事業所 (2030年度)	1,000事業所
27	●美味しいいしかわ食べきり協力店の登録店舗数	1,547店舗 (2025年度)	1,800店舗 (2030年度)	1,650店舗

行動目標一覧

参考3

2 循環資源の再使用、再生利用・熱回収

No	指標名	基準値	目標値	【参考】前回の目標値
28	● 一般廃棄物の最終処分量	51千トン (2024年度)	40千トン (2030年度)	40千トン
(再掲) 29	● 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	483g (2024年度)	440g (2030年度)	440g
30	● 産業廃棄物の最終処分量	181千トン (2024年度)	72千トン (2030年度)	72千トン
31	● 下水汚泥の有効利用率	85.5% (2023年度)	90% (2030年度)	73%

行動目標一覧

参考3

3 適正な処分

	No	指標名	基準値	目標値	【参考】前回の目標値
(再掲)	32	●一般廃棄物の最終処分量	51千トン (2024年度)	40千トン (2030年度)	40千トン
(再掲)	33	●産業廃棄物の最終処分量	181千トン (2024年度)	72千トン (2030年度)	72千トン
	34	●電子マニフェストの捕捉率	59.6% (2023年度)	75% (2030年度)	70%
	35	●クリーンビーチいしかわの参加者数	50,501人 (2024年度)	100,000人 (2030年度)	10万人
新	36	●災害廃棄物処理計画の見直し件数	—	県及び全市町 (2030年度)	—

行動目標一覧

参考3

4 不適正処理の防止

(再掲)	No	指標名	基準値	目標値	【参考】前回の目標値
	37	● 電子マニフェストの捕捉率	59.6% (2023年度)	75% (2030年度)	70%

—ふるさと石川の環境を守り育てる条例（抜粋）—

ふるさと石川の環境を守り育てる条例（抜粋）

参考 4

第二章 施策の推進体制

第一節 環境審議会

（設置）

第二十二條 自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十五号)第五十一条第一項及び環境基本法(平成五年法律第九十一号)第四十三条第一項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、石川県環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

（所掌事務）

第二十三條 審議会は、法令及びこの条例の規定により、その権限に属させられた事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、環境の保全に関する基本的事項を調査審議する。

2 審議会は、前項に規定する事項並びに環境総合計画の実施状況及びその評価に関して、知事に意見を述べることができる。

（組織）

第二十四條 審議会は、委員三十五人以内で組織する。

2 審議会に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができる。

（委員及び専門委員）

第二十五條 委員及び専門委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 専門委員の任期は、二年とする。

4 委員及び専門委員は、再任されることができる。

5 委員及び専門委員は、非常勤とする。

（会長）

第二十六條 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

ふるさと石川の環境を守り育てる条例（抜粋）

参考 4

(会議)

第二十七条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第二十八条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 専門委員は、部会にのみ所属する。

4 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

5 部会長は、部会の事務を掌理する。

6 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから、部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

7 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条第一項中「会長」とあるのは「部会長」と、同条第二項及び第三項中「委員」とあるのは「委員及び専門委員」と読み替えるものとする。

8 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(幹事)

第二十九条 審議会に幹事を置く。

2 幹事は、県の職員のうちから、知事が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け、審議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(雑則)

第三十条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

—石川県環境審議会運営要領—

石川県環境審議会運営要領

参考 5

（趣旨）

第 1 条 この要領は、ふるさと石川の環境を守り育てる条例（平成16年石川県条例第16号。以下「条例」という。）第30条の規定により、必要な事項を定めるものとする。

（会議の招集）

第 2 条 会長は、石川県環境審議会（以下「審議会」という。）を招集しようとするときは、あらかじめ期日、場所及び付議事項を委員に通知するものとする。

（委員以外の者の審議会の会議への出席）

第 3 条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に審議会の会議への出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（部会）

第 4 条 条例第28条の規定に基づく部会は、企画計画部会、環境負荷低減部会、持続可能な社会形成部会、再生可能エネルギー推進部会、自然共生部会、環境影響評価部会及び温泉部会とする。

2 部会の所掌事務は別表に定めるところによる。

3 会長は、特に必要と認めるときは、第 1 項に規定する部会のうち、2 以上の部会の委員及び専門委員をもって構成する合同部会を条例第28条の規定に基づく部会として臨時に設けることができる。

（諮問の付議）

第 5 条 会長は、知事の諮問を受けた場合は、当該諮問を適当な部会（前条第 1 項及び第 3 項に規定する部会をいう。以下同じ。）に付議することができる。

（部会の決議）

第 6 条 部会の決議は、会長の同意を得て審議会の決議とすることができる。

2 会長は、前項の同意をしたときは、その同意に係る決議を審議会に報告するものとする。

石川県環境審議会運営要領

参考 5

(専門調査委員会)

第7条 部会は、当該部会の決議により、その所掌事務及び付議された事項を調査するための専門調査委員会を置くことができる。

2 専門調査委員会に属すべき委員及び専門委員は、会長が、部会長の推薦を受けて指名する。この場合、部会長は、他の部会に属する委員及び専門委員をも推薦することができる。

3 専門調査委員会に委員長を置き、部会長の指名する委員がこれに当たる。

4 専門調査委員会の名称には、その置かれる部会の名を冠するものとする。

(準用規定)

第8条 第2条及び第3条の規定は、部会及び専門調査委員会に準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「部会長」又は「委員長」と、「委員」とあるのは「委員及び専門委員」と読み替えるものとする。

(会議録)

第9条 審議会及び部会の議事については、会議録を調製し、会議の概要を記載しておかなければならない。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、石川県生活環境部環境政策課において処理する。ただし、部会については、審議案件等の内容に応じ、石川県生活環境部内の所管担当課で処理するものとする。

(雑則)

第11条 この要領に定めるもののほか、審議会又は部会の運営に必要な事項は、会長又は部会長が定める。

附 則

この要領は、平成6年9月1日から施行する。

(略)

附 則

この要領は、令和7年7月31日から施行する。

石川県環境審議会運営要領

参考 5

部 会 名	所 掌 事 務
企画計画部会	1 環境の保全の基本的事項に関する事。 2 環境総合計画の策定、実施状況の点検・評価、改定に関する事。 3 前 2 号に掲げるもののほか、審議会の所掌事務で他の部会の所掌に属しない事項に関する事。
環境負荷低減部会	1 大気汚染防止及び水質汚濁防止に係る排出基準等の設定に関する事。 2 悪臭規制地域、騒音又は振動の規制地域、地盤沈下地域及び農用地土壌汚染対策地域の指定に関する事。 3 悪臭規制基準及び騒音又は振動の規制基準の設定に関する事。 4 水質環境基準の水域類型へのあてはめに関する事。 5 水質測定計画の作成に関する事。 6 農用地土壌汚染対策計画の策定に関する事。 7 ダイオキシン類の総量削減計画の策定に関する事。 8 前各号に掲げるもののほか、大気汚染防止、悪臭防止、騒音又は振動の防止、水質汚濁防止、土壌汚染、地盤沈下防止、地下水の適正管理及び農用地土壌汚染防止に係る重要事項に関する事。
持続可能な社会形成部会	1 地球温暖化対策等の持続可能な社会の形成に係る重要事項に関する事。 2 廃棄物処理計画の策定に関する事。 3 廃棄物の減量化、循環的利用の推進に関する調査・審議に関する事。 4 前各号に掲げるもののほか、持続可能な社会の形成に係る重要事項に関する事。

石川県環境審議会運営要領

参考 5

部 会 名	所 掌 事 務
再生可能エネルギー推進部会	1 太陽光、風力その他の再生可能エネルギーの利用の促進に関すること。 2 前号に掲げるもののほか、再生可能エネルギーに係る重要事項に関すること。
自然共生部会	1 生物多様性の保全に係る重要事項に関すること。 2 県自然環境保全地域の指定及び保全計画の決定に関すること。 3 県立自然公園の指定並びに公園計画及び公園事業の決定に関すること。 4 国定公園の公園計画のうち、知事が定める公園計画及び公園事業の決定に関すること。 5 鳥獣保護事業計画及び特定鳥獣保護管理計画の策定、変更等に関すること。 6 狩猟鳥獣の捕獲の禁止又は制限に関すること。 7 鳥獣保護区の設定及び特別保護地区の指定に関すること。 8 希少野生動植物種の指定等に関すること。 9 前各号に掲げるもののほか、自然と人との共生に係る重要事項に関すること。

石川県環境審議会運営要領

参考 5

部 会 名	所 掌 事 務
環境影響評価部会	1 環境影響評価技術指針の制定又は改定に関すること。 2 環境影響評価に係る知事の意見に関すること。 3 環境影響評価に関する技術的事項の調査・審議に関すること。 4 廃棄物処理施設整備に係る生活環境の保全上の意見聴取に関すること。 5 石川県廃棄物適正処理指導要綱に基づく知事の指導又は助言に関すること。 6 前各号に掲げるもののほか、環境影響評価及び廃棄物処理施設整備に係る重要事項に関すること。
温泉部会	1 温泉の掘削、増掘及び動力の装置の許可・不許可の処分に関すること。 2 温泉の掘削、増掘及び動力の装置の許可の取り消し、公益上必要な措置命令の処分に関すること。 3 温泉採取の制限の処分に関すること。 4 前 3 号に掲げるもののほか、温泉行政に係る重要事項に関すること。